

1. 議事日程（令和7年第3回北広島町議会定例会）

令和7年9月11日
午前10時開議
於 議 場

日程第1

一般質問

一般質問

《参考》

沼田真路	地方創生2.0基本構想に基づく本町の取組について
佐々木正之	生産性の高い持続可能な農業とは
泉田暁彦	国民健康保険税及び介護保険料を問う Part 2
宮本裕之	①北広島町の地酒でカンパイ推進キャンペーンの成果を問う ②消防団員の確保と優待制度導入を
敷本弘美	①聴覚障がい者や耳の聞こえづらい人への支援 ②手話言語条例の制定について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 宮本裕之	3番 坂本伸次
4番 石坪隆雄	5番 佐々木正之	6番 伊藤淳
7番 中村忍	9番 沼田真路	9番 伊藤立真
10番 泉田暁彦	11番 敷本弘美	12番 湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	増田隆
芸北支所長	村竹明治	大朝支所長	矢部芳彦	豊平支所長	熊谷忠明
危機管理課長	川手秀則	総務課長	中川克也	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	小椿治之	税務課長	植田優香
町民保健課長	迫井一深	福祉課長	細居治	こども家庭課長	芥川智成
環境生活課長	出廣美穂	農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	大本賢一郎
建設課長	藤井尚志	消防長	笠道宏和	教育課長	植田伸二
会計管理者	大畑紹子				

5. 職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。本議会においては省エネ、節電対策の取組の一環として服装をクールビズにすることとしております。暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。質問並びに答弁を行う際は、マイクを立ててからはっきりと発言するように努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第1、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また、質問及び答弁においては簡潔に行っていただくようお願いをしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇してマイクを正面に向けて一般質問を行ってください。8番、沼田議員の発言を許します。

○8番（沼田真路） おはようございます。北広島町議会議員、8番、沼田真路でございます。本日、9月定例会の一般質問においてトップバッターとして登壇をいたしました。新人議員ですので、今回は2度目の一般質問となります。まだまだ未熟ではございますが、町民の皆様の声をしっかりとお届けするとともに、課題の解決に資する政策提案を心がけ、町政の発展に結びつけていけるよう、質問を行いたいと思います。このたびは、地方創生2.0基本構想に基づく本町の取組について質問をしてみたいです。国は、平成26年に地方創生を掲げ、第1期では、東京一極集中の是正と地方への人の流れの創出、すなわち移住定住の促進が主な目標とされました。しかし実際には移住者の増加は一部の自治体にとどまり、全国的には人口減少の流れを大きく変えるには至りませんでした。こうした反省を踏まえて打ち出されたのが地方創生2.0です。これは人口減少、超高齢化社会を前提として、地域の多様な主体が参画し、地域資源を生かして持続可能な地域社会を築くことに重点を置いています。特に交流人口を関係人口へと育てること。多様な居住や働き方の推進、デジタル技術の活用、自治体間や海外との広域的、国際的な連携が大きな柱となっております。つまり従来の定住人口の確保を中心とした地方創生から地域内外の多様な関わり手をいかに増やし、町の担い手として参画していくかへと発想を転換することが求められており、令和7年6月13日、国は地方創生2.0基本構想

を閣議決定をいたしました。特に国は、全国で実人数1000万人規模の関係人口創出を目標として明示しております。本町においても人口減少と少子化・高齢化が加速する中で、引き続き移住定住施策の推進に取り組むとともに、町内外の幅広い人々がまちと関わり、継続的なまちの応援につなげていく戦略が必要であると考えます。この新たな地方創生2.0基本構想をどのように受け止め、町の総合戦略や施策にどう位置づけていくのか、町長の見解をまずお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 財政政策課のほうからお答えをいたします。国は令和7年6月13日付閣議決定、地方創生2.0基本構想におきまして、これまでの10年間の取組における反省点として、子育て支援や移住促進などが中心となり、地方公共団体間での人口の奪い合いになったこと、若者や女性が地域から流出する要因への取組不足などを上げております。地方創生2.0基本構想では、強い経済など3つの目指す姿、6つの基本姿勢・視点及び5つの政策の柱、さらに国や地方公共団体の役割についても示されております。人口減少が進んでいる昨今におきまして、このような様々な幅広い対策を打ち出されたことにつきましては評価できるものと考えております。本町におきましては、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、第2次北広島町長期総合計画改訂版及び第3期北広島町総合戦略を策定し、人口減少対策や持続可能で魅力あるまちづくりを目指し、各施策を講じているところでございますが、現状としましては、進学や就職などのタイミングで町外へ転出される方も多く、人口減少に歯止めがかからない状況となっております。こういった状況におきまして、本町では、現行の計画の終了に伴い、令和9年度から10年間の第3次北広島町長期総合計画などを策定いたします。国の地方創生2.0基本構想における町の計画等への位置づけにつきましては、次期計画におきまして、今後開催予定の北広島町まちづくり総合委員会での議論や各種団体等へのヒアリング、ワークショップなどでの町民の皆様のご意見などを十分に踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 町として多様な幅広い対策が打ち出されたことについては評価できるということでございますので、第3次北広島町長期総合計画を策定するに当たっては、地方創生2.0基本構想の考え方を踏まえて、住民の意見を十分に反映した形で策定に取り組んでいただきたいと思っております。今後、各自治体において関係人口を拡大させていくための様々な取組が全国各地で展開されてくると思われまます。本町においては、どのような層をターゲットに、どのような戦略で関係人口を拡大していこうと考えているのか伺います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 全国的な少子化、人口減少が続く状況におきまして、持続可能なまちづくりを行うために、関係人口の拡大を図るということにつきましては大変意義のあることだと認識しております。今回の国の施策でございますが、この活用については様々な可能性があるというふうにご考えております。例えば、今回閣議決定の中にもふるさと住民登録制度というのがございます。本町としましても、この制度を活用し、本町の出身者や関係者だけでなく、その他あらゆる層の方に北広島町に関心を持っていただただけでなく、地域の情報発信でありますとか地域のイベント等に参画していただけるような取組となるよう、制度のメリットや他市町の好事例などを参考にしながら、地域経済の活性化、地域の担い手確保など効果が生じる

施策、そういったものを研究してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） ふるさと住民登録制度を活用してあらゆる層に参画してもらおう。そして、他市町のよい事例を参考にしていきたいとのことですが、この制度こそ関係人口の取り合いになる制度だろうというふうに思います。したがって他市町に先んじて取組を行うことが重要であるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議員おっしゃられるとおりだというふうには認識しております。しかしながら、過去にも同じような制度、実際にふるさと納税をしていただいた方に応援隊としてというような制度もやったことがあるというふうに認識をしております。そういったものを検証しながら、さらに今回、この制度自体は国のほうから発表があつて、まだ2か月3か月程度のものでございます。ほかの市町でもこういった事例を先んじて取り入れているところがあるということも認識しておりますので、そういった事例を参考にしながら、かつ本町に合致するものかどうかというところを十分に見極めながら実施してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） そうですね、まだ発表されたばかりで、実際どういった制度、システムになるかということも含めてしっかりと研究をしていただいて、できるだけ他の市町の模範、模範というか、先進事例となるような取組を期待しております。次に、関係人口の一例として、ふるさと納税を通じて本町を応援してくださる方が挙げられます。過去5年間における一般のふるさと納税の寄附額及び寄附者数の推移について伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 過去5年間の寄附金額及び寄附件数につきましては、令和2年度3880万6000円、601件。令和3年度1億1335万9100円、2043件。令和4年度1億3060万1000円、2110件。令和5年度1億3195万7000円、1939件。令和6年度1億8930万1000円、2994件となっております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 令和3年度に1億円を突破して、3年後の令和6年度において7600万円増の1億8900万円、件数が3年間で951件の増、2994件という。その数字について町としてどのように評価されているのか、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 令和3年度に多くの返礼品を登録することにより寄附が増えたと考えております。北広島町の返礼品の基礎ができたと思っております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） その後、1億円突破した後に、3年間で7600万円増、それから寄附者数が951件増ということに対してはどのようなふうな評価をされてるのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 当町北広島町を応援しようとしてくださる方が増えているものと解釈しております。

- 議長（湊俊文） 沼田議員。
- 8番（沼田真路） 応援してくださる方が着実に増えているということで非常によいことだというふうに思います。令和4年度から昨年度3年間、6年度まで外部のアドバイザーに委託されて取組を進められてきたというふうに思いますけども、その際の目標額が恐らく設定されていたと思います。その目標額について伺います。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 令和4年度からアドバイザーを登用し、まちづくり会社の運営全般を指導、助言いただいております。その中の一部として、ふるさと納税に関しては目標額の設定も含め、アドバイスをもらっております。目標額につきましては、町のポテンシャルと強く関連づけられます。決して在庫を多く持っておける事業者が多くない現状で、多額の寄附、金額等を見込むのは難しいというような状況もございます。また現年度では、ふるさと納税事業自体の財源は町の自主財源で補うことですので、担当課とも連携をしております。現在のところ、今年度設定としては全体として2億5000万円を設定しておりますが、まちづくり会社はなえーるが設定しております目標額につきましては、おおむね順調にしているものと思っております。
- 議長（湊俊文） 沼田議員。
- 8番（沼田真路） 2億5000万ということで、現在、これは一般の寄附が2億弱ということで、ほかのふるさと納税も含めればかなり近づくのかなというふうには思います。その目標に向かってしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、今後どういう形で取り組んでいこうと思っているのかお伺いします。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） これまで行っておりませんでした広告に取り組んでおります。ウェブ広告など新たな取組を進めながら、また併せて検証しながら、効果的な施策の展開を図ってまいればと考えております。
- 議長（湊俊文） 沼田議員。
- 8番（沼田真路） ウェブの広告を出すなどして、しっかりと取り組んでいただくということで目標達成に向かって一致団結して頑張っていただきたいというふうに思います。それでは寄附をしていただいた方のうち、毎年寄附をしていただけるリピーターの割合について、令和5年の同僚議員の質問に対する答弁では、令和4年度途中で14.6%であったということの答弁がございました。令和6年度の割合はどうだったのか、伺います。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 令和6年度におけますリピーター率は20.8%となっております。
- 議長（湊俊文） 沼田議員。
- 8番（沼田真路） 14.6%から20.8%ということですので、6.2%増ということですが、この数字について、増加理由をどのように分析されているのか、伺います。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） リピーター率の増加につきましては、本町の魅力ある返礼品を知っていただいた結果と思っております。返礼品へ一緒に入れますお礼の手紙や、一度寄附された方へのメールマガジンの配信などを実施しております。リピーター率は、新規寄附者を

増やす中では増加はなかなか難しいと思っております。率を見ていくのではなく、リピーター数を増やすことを第一に考えております。現状、本町は新規寄附者を伸ばすことが先決と思っております。この取組を中心としまして、リピーターを増やす取組も併せて行っていければと考えております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） そうですね、目標に向かってしっかりと取り組みながら、新規の寄附者を増やしながら、かつリピーターを増やすということで、安定的にふるさと納税が確保できるように努力していただきたいというふうに思います。次へ参りたいと思いますが、寄附を継続的に実施してもらうためには、継続を誘導するための何らかの取組が必要であるというふうに思います。かつてはふるさと応援隊への加入がございましたが、しかしながら、現在はなくなっているようでございます。制度を廃止した経緯について伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 本制度につきましては、関係人口の創出及び町内観光事業者の活性化を目的としまして、各地域のふるさと会及びふるさと納税寄附者に対して平成26年度から入会募集を行ってまいりました。しかしながら本制度の会員数は年々減少し、協賛店でのメンバーズカード利用もほとんどない状況となってきたことから、本制度を廃止し、本年度から新たに公式LINEを活用したデジタルクーポン発信事業に形を変え、関係人口の創出につながるよう取り組んでおります。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 会員数の減少、そしてメリット、町内店舗等での利用がほとんどなかったということで事業の見直しをしたということでございました。新たにLINEを活用しているということですので、時代の流れに合った効果的な取組であるというふうに思います。そのシステムといいますか、庁内でのそういった活用というか、LINEのシステムはどういったものでしょうか。ご説明をいただければと思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） このデジタルクーポン配信事業につきましては、まず、公式LINEから友だちになることでメニューからクーポン取得が可能となります。クーポン取得後は、使用時に協賛店にてこのクーポンを提示していただくというスキームになっております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） それに登録してもらうために寄附者に対してどういったアプローチをされているのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 寄附の、先ほどもちょっと申し上げた部分もございますが、寄附のお礼と一緒に書面とLINEも活用しながらご案内をしていくよう考えております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） ぜひ継続して取り組んでいただくとともに、効果検証を行いながら、さらなる充実に取り組んでいただきたいというふうに思います。それではふるさと寄附の寄附者を継続して関係人口化するために、現在どのような取組を行っているのか、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 寄附者に対しまして事業者に依頼し、返礼品送付の際に、感

謝の言葉と本町への訪問を促すボイスメッセージを収録しましたQRコードを印刷物として同封しております。併せて観光パンフレット「きたひろドライブ」も同封し、本町の魅力を紹介しております。また、特定の受付サイトを通じてイベント情報をメールマガジンで定期的にお届けをしておるところでございます。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 答弁にありましたとおり、感謝の言葉であるとか、そういったボイスメッセージやパンフレットの送付、そしてメールマガジンの配信など、そうした丁寧な対応こそが次へつながるきっかけとなると思いますので、しっかりと継続して取り組んでいただきたいというふうに思います。観光客やイベント参加者を一過性の交流人口に終わらせず、継続的な関係人口へと発展させる仕組みについてどのように考えておられるのか、また、現在どのような取組を行っているのか、伺います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 商工観光課よりお答えいたします。交流人口を関係人口へ発展させていくためには、本町の魅力を継続的に伝えていくとともに、来訪者が実際に地域と関わるための関係の強化が重要であると考えます。その仕組みとしまして、デジタル技術を効果的に活用した情報発信や、体験を含む居住や就労機会などの提供、生活基盤やインフラの整備など多岐にわたる取組が考えられます。本町におきましても、これまで全町域における光ファイバー網整備による通信環境の向上や空き家バンクなどによる居住環境の提供、サテライトオフィスの整備、産業フェアやふるさと納税などによる企業や特産品などのPRに取り組んでまいりました。現在、関係人口拡大へ向けたファーストステップとして、観光プロモーション事業で取り組んでいるのは、北広島町を知り、興味・関心を持ち、来訪していただくためSNSによる動画などを効果的に活用した情報発信や、町公式LINEを活用したデジタルクーポン「キタ来いクーポン」の配信などを行っているところです。先ほどの答弁の中にもありましたけども、このデジタルクーポン配信事業につきましては、今年8月から試験的に開始したもので、議員のご質問にもありました観光客に再び北広島町に来ていただくことや、町外でのイベント参加者が北広島町を訪れる動機となることを目指して取組を進めております。また、来訪者をイベントのみの参加者にとどまらず、地域イベントや神楽、花田植など伝統芸能への参画、特産品開発やPR活動など、町民の皆さんと主体的に関わっていただく仕組みづくりを行い、地域の課題解決につなげていきたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 先ほどのふるさと納税への寄附者に対するLINEの配信と同じものかどうかでよろしいのでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 配信の仕組みについては、同じもの、同じスキームで行っているという理解で間違いないところです。観光振興、観光プロモーションにおきましては、イベントに来られた方であるとか、町に興味がある方に対しても、このLINEクーポンを発行して町に来ていただく動機の一つとなればということで取組を進めております。以上です。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 分かりました。8月からクーポンの配信を開始されているということでございますけれども、約1か月強たっておりますけれども、現在までのクーポン利用状況はいかがで

しょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） このLINEクーポンの本日までの利用状況ということでお答えいたします。キャンペーンのほうは9月30日までを期間として実施しておりまして、現状で言いますと、まだ中間での報告ということになります。現在のところですけども、このクーポンに興味を持って、そのページを閲覧したと言われる方が1418名、そのうち実際にクーポンを獲得した方が145名、獲得したクーポンを実際対象となる店舗、現在は試験的に町内4施設でクーポン利用のサービスを行っておりますけども、この4施設で実際にクーポンを利用された方が34名という利用状況になっております。以上です。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 1か月で1418、そして34名の方が実際にクーポンを利用されたということで、これを継続していけば、もっともっと町内の事業者の方等もウインウインの関係になれるんじゃないかというふうに思います。現在4施設、利用できる施設について、どういった施設が現在ありますでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 現在の4施設の内訳としましては、宿泊施設あるいは飲食施設ということでありまして、提供しているクーポンの種類でいいますと、入浴の割引券が2施設、それから食事の割引券が2施設というような内訳になっております。以上です。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 9月30日までキャンペーン中ということでございましたけども、このクーポン事業の今後の展開についてはどういうふうにお考えであるか、伺います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 今回の試験的な運用によりまして一定の利用者、ユーザーの動向であるとか、どういった施設で利用頻度が高いとか、ある程度のトレンド、データが取得、分析できると考えておりますので、今後につきましては、例えば秋のキャンペーンであったり、年末年始のキャンペーンであったり、そういった実際クーポンが利用頻度が高い、あるいは効果の高い時期等を見極めながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 効果の高いというか、人の行き来が多い時期も必要かも分かりませんが、実際、閑散期、特に冬場とか、なかなか来訪者が目的が限られてくるようなときにメリットを出したような配信の仕方をして、誘客周遊に努めていただきたいと思いますので、そういった取組をぜひとも研究していただきたいと思いますというふうに思います。こうした取組はすぐに結果が出るというものではないと思いますが、観光事業者であるとか飲食店など、事業者の方としっかりと官民連携してお互いにメリットが生まれるよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。関係人口の代表的な例として町出身者や町の高校の卒業生など、いわゆるゆかりのある方々が挙げられます。こうした方々であれば、関係人口として取り込みやすく、継続性もあると思います。本町のふるさと会の現状について伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 本町関係のふるさと会の現状についてでございます。合併前の旧町ごとに広島芸北会、広島大朝会、広島千代田会、そして広島豊平会とそれぞれに構成されておま

したけれども、現在、広島大朝会が平成30年の年末に、また、広島芸北会が令和5年度末に組織解散されておりまして、現在は2つの組織が活動されている状況でございます。その2つの組織の現状でございますが、毎年総会を開催され、会員の親睦を図っておられます。ただ、今年度は両会とも総会は諸般の事情により中止をされました。来年度の開催に向けて調整をされているとお聞きをしております。会員の高齢化や新規会員の確保などご苦労されているということでございます。先ほど申し上げましたように、ふるさとを思う会員相互の親睦をしっかりと努めておられるということになっております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 答弁にありましたとおり、大朝、芸北は解散、豊平、千代田は今年は総会見送りという状況であるということでございますが、やはり高齢化であるとか新規会員の加入がなかなかないというところで継続が難しくなっているというふうに私も思います。そうしたところで、本町が誕生して20年が過ぎております。行政主導で新たに4地域を統合した北広島町ふるさと会、仮称ですけども、そうしたようなまちを応援してくれる新たな組織を立ち上げ、再構築してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 議員おっしゃいますように本町の関係人口を増やす、あるいは獲得をするという目的として、本町出身者の方やゆかりのある、あるいはふるさと寄附や花田舞太郎ファンなど、北広島町を応援していただく多くの方々に参加いただく会の構成は大変有効だと思います。現在活動されている会は大切にしながら、本町を応援していただける会、例えばファンクラブのような会の創設について今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 今後新たな組織の創設について検討していきたいということでもございました。ぜひとも、検討に終わらず調査研究して取り組んでいただきたいというふうに思います。ちなみに私近隣の状況について聞き取り等しながら調べてみたところ、庄原市においては令和5年に庄原ファンクラブを立ち上げられて、9月1日現在3320名の会員、三次市ではみよしのよしみファンクラブとして昨年度制度改正をされて、現在、サポーター数は1258名、安芸高田市においては、ふるさと応援の会を立ち上げて現在1000名の会員登録があるということでもございました。安芸太田町については町の執行部の方とお話をさせていただきましたが、旧3町のふるさと会のうち、1組織は解散、2組織については何とか継続している状況であるということでもございました。新たなふるさと会について必要であるというふうに考えておられて、今後組織化を検討していきたいということでもございました。先ほど財政課長の答弁にありましたふるさと住民登録制度との調整をしっかりとさせていただいて、町に関わる方が集える組織の立ち上げをぜひとも早急に取り組んでいただくよう要望しておきます。次に、基本構想の中で地方移住のさらなる促進、二地域居住の促進が主な施策として掲げられております。関係人口の中でも特に地域への関与が強い類型である二地域居住を促進すると明記されております。移住の促進については、空き家バンクやお試ステイ支援制度を創設されるなど積極的に推進をされていると認識をしております。そのステイ支援制度の7月開始から現在までの利用状況について伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（小椿治之） お試しステイ支援制度につきましては、現在、対象施設として6施設の登録を行っており、6人泊分の利用申込みをいただいているところでございます。本制度の活用促進の取組といたしましては、人気アカウントと連携したSNS投稿や、空き家情報バンク利用希望者への提案などを行っております。引き続き本制度の活用を積極的にPRし、移住のきっかけづくりや実際に本町で暮らすことへの具体的なイメージを持っていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。
- 議長（湊俊文） 沼田議員。
- 8番（沼田真路） 現在まで6名の申込みがあるということでございます。今年度目標があると思いますけども、その目標値について伺います。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 目標値については明確に示しておりませんが、数が増えるよう取り組んでまいりたいと思っております。
- 議長（湊俊文） 沼田議員。
- 8番（沼田真路） しっかり取り組んでいただいて、制度を利用していただいて利用者が増えて、移住者が増えることを期待しております。移住定住に加えて、二地域居住を推進していく上では様々な課題があると思います。その課題解決に向けた取組について伺います。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 移住定住、二地域居住の促進につきましては、地域力を高める関係人口の創出・拡大などを通じた魅力的な地域づくりのための有効な手段であると考えております。課題といたしましては、決定に至るまでの不安の解消、仕事の確保、地域住民とのコミュニケーションなどが挙げられます。それらを解決していくため、本町では暮らしアドバイザー、集落支援員による地域との橋渡しを含めた細やかな支援、お試しステイ支援制度の創設によるお試し機会の提供、移住者同士の交流の場への参画等に取り組んでおるところでございます。
- 議長（湊俊文） 沼田議員。
- 8番（沼田真路） 答弁にありました決定までの不安解消、それから地域住民のコミュニケーション、そうした課題解決については、特に地域と連携して取り組むことが重要であると思います。各地域においては移住定住に積極的に取り組む地域団体がございますので、しっかりとそれらと連携して取り組んでいただきたいと思っております。次に、二地域居住の住居として、公営住宅の活用は考えられないだろうかということについて伺います。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（藤井尚志） 建設課からお答えいたします。
- 公営住宅法に基づく住宅の場合、国土交通大臣の承認を得て、一時的に補助金等の交付の目的外の用途に使用する目的外使用の手続が必要となります。あくまでも目的外使用ですので、公営住宅の必要戸数を確保した上で、余裕があれば活用することとなりますが、現状では余裕戸数がほぼない状況となっております。
- 議長（湊俊文） 沼田議員。
- 8番（沼田真路） 現在では目的外に使用する余裕戸数がほぼない状況であるということが分かりました。ただ現在、加計高校芸北分校では地域みらい留学として、それから新庄学園はさとやま留学として、また千代田高校においても、それぞれ広く全国から生徒を募集されていると

聞いております。公営、町有住宅を活用し、親子で留学していただけるという選択肢が増えれば、各学校の生徒募集にも大きなメリットとなるとと思いますが、その可能性について伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 町営住宅につきましては、余裕戸数がほぼない状況ですので、生徒募集の支援のために目的外使用とすることは考えておりませんが、町有千代田住宅については現在広島県立千代田高校と協議を行っております。ただし、まだ現在確定したものではありません。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 可能性があるものについては、ぜひとも積極的に活用を図っていただけるように前向きに取り組んでいただきたいと思っております。公営住宅につきましては、建築時期や構造の違いによって維持していくべき建物と計画的に廃止していくべき建物があると思っております。公営住宅のトイレについては全て洋式化されているのか、伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 公営住宅のトイレは水洗化と合わせて洋式化を行っており、町営犬追原団地の41戸以外の住宅については全て洋式化されております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 町営犬追原住宅以外の住宅については全てが洋式化がされているということでした。犬追原住宅についてなぜ改修されていないのでしょうか、それについて伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 犬追原団地のトイレにつきましては、平成24年3月策定の公営住宅等長寿命化計画において、平成29年度に洋式化する計画でしたが、同年度に長寿命化計画の改定を行っておりまして、犬追原団地43戸のうち30戸を老朽化により廃止するという計画に変更しました。廃止予定の住宅は改修を行いませんので、バリアフリー化をしている2戸を除いて洋式化を行っていない状況です。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 43戸のうち30戸ということですので、残り13戸については今後どうされるのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 長寿命化計画につきましても見直しを控えておりますが、現在入居されている18戸の居宅につきましては、用途廃止に向けても時間がかかると考えられますので、和式トイレに洋式トイレをかぶせるというような簡易的な改修について検討しております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 現在取りあえず簡易な洋式化をするということでしたが、住んでらっしゃる方もご高齢の方が増えておりますので、できるだけ早くそういった対応も含めて根本的な対応もしていただきたいというふうに思いますので、早急に取り組んでいただきたいと思っております。次に参ります。交流人口の拡大への取組や各地域においても主体的に地域の将来像を描き、取り組んでいこうという動きがあります。大朝地域においては、昨年度、町建設課のアドバイスにより、かわまちづくり計画が策定されました。町行政としてどのように支援し、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 令和6年度末に大朝地域協議会によりまとめられた計画案については、現在、国土交通省のかわまちづくり支援制度への認定申請に向け、河川管理者である広島県と協議を行っております。今後実施する事業について、関係機関と協議を行い、大朝地域づくり協議会が作成した計画案との調整を図っていくこととし、協議・調整が整えば国土交通省への認定申請を進めていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 申請を進めていくということでした。地域が積極的に取り組んでおられる事業でございます。官民しっかり連携して前に進めていただくことを期待しております。ちなみに本町には森林資源が豊富でございます。大朝地域では未利用の町有地の山林を活用し、交流人口、関係人口の増につなげるよう計画づくりに取り組んでおられますが、町においては、そうした山林の活用についてどう考えておられるのか、伺います。なお、この質問については通告外となりますので、答弁が可能であればお答えください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農林課からお答えいたします。森林を活用いたしました交流人口の拡大については重要というふうに考えております。現在令和5年に策定いたしました北広島町新たな森林資源活用ビジョンにおきまして、4つの柱を掲げて取組を進めている状況でございます。その中で、交流人口の拡大につきましては、町民と森林の関わりにおきまして、各地域1か所の遊び場の設置を目標としております。木を活用いたしました遊び場を通じての交流人口の拡大に取り組んでいきたいというふうに考えております。また、新たな森林価値創出におきましては、森林資源によります観光数5万人を目標として掲げているところでございます。民間事業者と森林と観光をかけた取組を現在進めている状況でございます。今後とも関係機関あるいは地域、林業関係者と連携しながら、森林を活用した交流人口の拡大に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 答弁ありがとうございます。しっかりと活用して交流人口、関係人口の拡大に取り組んでいきたいということでございます。大いに期待しておりますので、しっかり取り組んでいただきたいと思えます。それで本町を訪れる方が各施設を気持ちよく利用してもらい、好印象を受けて再来を促すことは重要であると思えます。特に公衆トイレについては、一般的に重要な要素であると言われております。大朝駅のトイレは床が経年劣化により傷んでおりまして、掃除を丁寧にしていただいてもなかなかきれいにならないという状況が長年続いております。当該施設の修繕についてどう考えておられるのか、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 大朝駅トイレの経年劣化によります現状は把握しております。現時点では、トイレについて継続的な使用は可能と考えており、この床面の修繕実施には至っておりませんが、今後も継続して状況を確認しながら、修繕実施についての判断をさせていただきます。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 継続的な使用は可能ということですが、具体的には、ちょっと分かりにくいんで分かりやすく説明していただけないでしょうか。

- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） トイレ自体の機能は大丈夫だと判断しておりますので、そういった意味でございます。
- 議長（湊俊文） 沼田議員。
- 8番（沼田真路） つまり緊急性が低いと。そのためなかなか修繕の順番が回ってこないということでしょうか。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 議員おっしゃるとおりでございます。
- 議長（湊俊文） 沼田議員。
- 8番（沼田真路） 地域を訪れる多くの方が利用されるトイレですので、好印象を持って、やはりもう利用したくないというふうな思いを持たれないように、できるだけ早く修繕していただくことを強く要望をしておきます。最後の質問でございますけども、本町が持続可能で活力ある地域を築くためには、大都市圏をはじめとして国内に広く多様な関係人口を戦略的に取り込むことが必要であると考えます。このことについて町長の所見を伺います。
- 議長（湊俊文） 町長。
- 町長（箕野博司） 議員ご指摘のとおり、人口減少が続く中において、国内にとどまらず、また、大都市圏をはじめとした地域をターゲットに広く関係人口の拡大を図ることは意義ある取組であると認識をしております。これまでもふるさと納税や各種イベントにおいて、本町のPRに向け様々な取組を行っております。この取組を一過性のものにするのではなく、本町について知っていただいた方が、本町と関係を持たれた方が継続して本町に関心を持ち、本町の住民としてさらに深く関わっていただけるようなファンの獲得を目指し、引き続き各種情報ツールなどをより効果的に活用し、また、国県の施策等も有効に活用しながら、若者世代・子育て世代をはじめとするあらゆる層の方に振り向いていただけるよう、各種施策の展開を図ってまいりたいと考えております。また、関係性がステップアップしていただけるよう、戦略的に取り組むことがとても重要であると考えております。
- 議長（湊俊文） 沼田議員。
- 8番（沼田真路） 町長から前向きな答弁いただきました。しっかりとステップアップしていただけるように取り組んでいただきたいと思います。関係人口については一朝一夕に成果が上がるものではないと思います。着実に取り組むことで本町の未来を支える大きな力となると思います。今後とも町民の皆様とともに、この流れを後押ししてまいりたいと私自身考えております。しっかりと頑張っていきたいと思いますので、行政のほうも執行部の方も努力していただきたい、取り組んでいただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。
- 議長（湊俊文） これで沼田議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。11時10分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 59分 休憩

午前 11時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。5番、佐々木議員の発言を許します。

○5番（佐々木正之） 5番、佐々木正之です。一般質問に通告をしておりますので、質問をしたいと思います。質問事項は、生産性の高い持続可能な農業とはです。日本の年平均気温は、100年にわたり、1.4度の割合で上昇し、2024年の日本の年平均気温は、統計を開始した1898年以降最も高くなっております。農林水産業は、気候変動の影響を受けやすく、高温による品質低下が発生もしております。また、生産者の高齢化、今後の担い手の確保や労働者不足等の生産基盤が深刻な課題となっております。特に人口減少、里地・里山の管理、利用の低下による生物多様性の損失が続いております。本町の農業・農村を取り巻く課題は、農業者の高齢化及び5年水張り問題等による遊休農地の拡大、有害鳥獣被害の増加、資源高騰による生産コストの増加など、厳しい状況に直面しております。持続可能な農業に向けての対策が重要課題であり、農業後継者不足は、持続可能な農業経営ができなくなるだけでなく、集落機能の維持も危機的であります。そこで、これらの現状、課題、施策について質問をしたいと思います。まず最初に、地域農業の現状、地域が抱える問題について、お伺いします。農業者の現状はどのようになっているか、また、2035年の予測はどうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農林課からお答えいたします。なお、以下の質問につきましては、2020年調査いたしました農林業センサスを基に回答いたします。農業経営体数でございますけれども、農業経営体数につきましては1286経営体でございます。そのうち個人の経営体が1198、法人経営体を含む団体経営体が88の状況でございます。1286経営体の経営主の年齢構成は60歳未満が252経営体、60歳以上から75歳未満が652経営体、75歳以上が382経営体となっております。75歳以上の経営主が占める割合は約30%の状況でございます。2015年の調査におきましては、75歳以上の経営体が占める割合につきましては約26%となっております。75歳以上の経営体の割合が前回調査よりも高くなっております。2035年につきましては、2020年の調査時点で、60歳以上から75歳未満の659経営体が75歳以上になることから、75歳以上の経営主の割合が増加することが考えられます。担い手への農地集積や後継者等への経営継承が行われない場合につきましては、農業経営体の半数近くが75歳以上の経営体になることも考えられるというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） お答えがありましたように、10年先は高齢化がさらに進んでいるというふうに考えます。担い手の確保、後継者の新規経営が急務だと、このように思います。次に、総農家の経営耕地面積は2073ヘクタールですが、栽培面積はどのようになっていますか。それと農作物別の耕作面積はどのようになっているかお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 答弁の前に2035年の状況に誤りがございましたので、修正させていただきます。60歳以上から75歳未満の659と言ったかもしれませんが、652の誤りでございます。修正いたします。それでは経営耕地面積の内訳でございますけれども、

総農家の経営耕地面積のうち、販売目的とする作物の栽培面積につきましては約2282ヘクタールとなっております。農作物の主なものにつきましては、主食用米水稻が約1925ヘクタール、野菜類が約108ヘクタール、飼料用稲が約82ヘクタール、小麦が約64ヘクタールなどとなっている状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） ここ一、二年は水稻栽培が増えたのではないかというふうに思いますが、その現状はどうでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 令和7年度の主食用米の作付見込みということでご答弁させていただきたいと思いますが、主食用米の価格高騰によりまして、加工用米、それから飼料用米、WCS等からの転換が進みまして、前年対比約127.1ヘクタール増の2002.5ヘクタールになる見込みでございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 遊休地など利用して水稻などが増えることも、米の価格が高騰してるんで、そういうふうになってるんじゃないかというふうに思っております。次に北広島町農業の課題については、今後10年間において、高齢化に伴う人口減少、農業従事者の減少が見込まれており、放置農地の増加、畦畔、水利管理のほ場の再整備等、振興計画での重点対策はどのようなになっているか、お聞かせください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 第4次北広島町農業振興計画におけます重点対策といたしましては、再ほ圃場整備及びスマート農業の推進によります生産基盤の強化、それからお米を含めた農産物の情報発信等によります北広島町ブランディングの推進・構築及び新たな商品開発、販路開拓等によります農業者の収益拡大、それから新規就農者等の新たな担い手の確保等によります人材育成などによります産地強化及び農業振興と他の施策との連携を行いまして、農地保全、持続可能な農業経営、産地強化、地域活性化に取り組むとしておるところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 多岐にわたり取り組んでおられることがよく分かりました。次に、農用地の保全と集積の現状は高齢化に伴う後継者不足、担い手の減少、不在地主の増加で、草刈りや畦畔管理が困難となる農地が増加しているのが現状です。今後、高齢化及び後継者不足により、農地についての整備、維持、有効活用を図る対策が必要ではないかと思いますが、多様な担い手の確保、育成の対策はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 担い手の育成・確保につきましては、北広島町新規就農総合対策事業によりまして総合的な取組を行っております。平成23年度から令和6年度までに20名の研修生を受け入れておりまして、先進農家での実地研修や県、農協と連携いたしました生産技術でありますとか、簿記などの経営知識を習得する座学研修などを実施いたしまして、2年間の研修の後、そのほとんどが自立就農している状況でございます。町の支援といたしましては、2年間の研修期間中の生活支援でありますとか、新規就農時の施設整備に対する支援、それから就農後3年間の経営安定化支援などを国費も活用しながら実施している状況でございます。以

上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 新規就農者に伴う育成補助金、または国の補助金があると思いますが、具体的にはどういうふうなことになっておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 国の補助金等につきましては、手元に細かい資料はございませんけども、月額10万円程度の交付金を活用しながら、さらにそれに町の上乗せをしながら取り組んでいるところでございます。それから国の対象者にならない方もおられますけれども、そのときには町独自で上乗せを含めて取組を進めておるところでございます。それから施設整備にしまして現在資材が高騰しておりますので、非常に建設に対して資金が必要な状況でございますので、これにつきましては様々な国事業、それから町単独であります250万円の初期投資の支援を活用しながら、施設整備に対する支援を行っているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） いろいろな面で町の補助金、国からの補助金を利用していただきたいというふうに思います。次に、環境に配慮した農業形態の実現は、国ではみどりの食料システム戦略と設定されて、将来にわたって、食料の安定供給を図るために、災害や温暖化に強く、生産者の減少、ポストコロナを見据えた推進が必要としております。持続可能な食料供給システムを構築することが急務であると書いてありますが、本町の実現と対応策はどのようになっていますでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 現在、県主導で広島県みどりトータルサポートチームが設立されまして、この中で、県、それからJA全農ひろしま、県内農協、市町等が加盟いたしまして、県内で広く環境負荷低減の取組が進められるよう支援を行っていくようになっている状況でございます。町といたしましても、この農業の環境負荷低減を図っていくということの必要性は認めておりますけども、まずは再ほ場整備によります生産基盤の強化でありますとか農業の担い手確保、法人組織の大規模化など、喫緊の課題解決を優先的に取り組んでいきたいと思っております。その上で新たな付加価値の創出といたしまして、環境負荷低減などの取組を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 環境負荷低減という具体的な言葉が出ましたが、最初に再ほ場整備をやられるということで、後に、例えばリモコン草刈り機の普及、堆肥散布機の普及等があるというふうに思います。それで本町では、みどりの認定農家の方が水稲で1人いらっしゃいますが、今後は増える可能性というのはありますか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議員おっしゃるとおり、本年度1名ほど、みどりの認定農家を町としても、県も含めて認定したところでございます。先ほど言いましたように、この環境負荷の取組によって農業所得が上がる場合、そういったところにつきましては、県と今一緒になって今後連携しながら取組を進めていくようになっております。その中で、そういったことが農家でありますとか販売、そういったところに有利に結びつくようになれば、そういった農家が増えるというふうに考えておりますし、その辺につきましては、また、先ほど言いました広島県みどり

トータルサポートチームと一緒に連携しながら取組を進めていければと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 認定農家が今後増えることを期待しております。次に、農畜産物のブランド化と販売についてお伺いします。本町の主要水稻の作付は1880ヘクタール、生産者は約2000戸、園芸品目はトマト、ミニトマト、ホウレンソウ、キャベツなどがあります。花壇苗生産は1億円から2億円を目指していると聞いております。主要米の品目の中で、中心はコシヒカリですが、地域のブランド品はあるでしょうか。また今年4年目となる全日本お米グランプリの成果、検証はどのようになっているでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 本町は広大な町域を有しているとともに標高差が大きいことから各地域で特色のある農業が行われております。米については各地域ごとの気候に合った多くの品種が栽培されまして、ブランド化につきましても取り組まれております。ブランド米の主なものにつきましては、芸北地域のあきたこまちは「銀の雫」で、また、大朝地域のいのちの巻は「わさの舞」として、それから千代田地域の特別栽培米あきろまんにつきましては「豊穰神楽米」などのブランドで販売されている状況でございます。全日本お米グランプリの開催の効果でございますけれども、全日本お米グランプリ in 北広島町につきましては、第4回大会を12月7日日曜日に開催することとしております。昨年の第3回大会につきましては、全国から37品種298点の出品がありました。町内からも88点の出品があった状況でございます。この大会に参加され、出品されてる農家におきましては、この出品を機会に食味値に関心が高まり、肥料や栽培方法の研究をされる農家も出てきておまして、地域での独自ブランド米の販売にもつながっております。大会参加をきっかけに良質米の生産に取り組まれる農家が増えることにつきましては、本町のお米の品質の底上げとなります。品質向上でありますとかブランド化によります農業所得の向上が図れることにつきましては、農業の担い手育成にもつながることですので、大会開催の一つの効果だと言えるというふうに考えております。今後とも取組を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 今後ともお米グランプリ継続してやっていただきたいと、このように思います。次に今話題になっている備蓄米の対応はどのようになっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 町といたしまして、備蓄米が販売されることへの対応は特にございません。米価の高騰によりまして米生産農家の米の販売収入が向上につながることは経営安定につながる一方で、来年以降の米の価格が読めないことでございますので、この急激な下落に不安を感じている農家もおられるような状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 続いて加工米の取組についてはどうでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 加工米でございますけれども、主食用米の価格の高騰によりまして、町内でも加工用米の生産面積が減少している状況でございます。令和6年度の作付面積につきましては123.9ヘクタールでございましたけれども、令和7年度の作付計画面積につきましては

52. 3ヘクタールとなっております。71. 6ヘクタールの減少が見込まれている状況でございます。この加工用米の作付に対しましては水田活用の直接支払交付金10アール当たり2万円が交付されますけども、さらに担い手農家におきましては10アール当たり1万9000円の産地交付金が加算されている状況でございます。しかしながら、この主食用米の価格が高騰する状況にありますので、生産農家の経営判断によりまして加工用米での出荷が減少しているような状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 続いて飼料用米の取組をお聞きます。県内の需給システムと連携して、需要者との安定需給と複数年契約の他品種の導入、乾燥施設の利用状況はどうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 飼料用米の状況でございますけども、飼料用米の作付面積につきましては、令和6年度実績が51. 6ヘクタールから令和7年度の作付計画面積につきましては23. 1ヘクタールとなっております、28. 5ヘクタール減少することが見込まれている状況でございます。畜産事業者にとっては輸入飼料価格の高騰が経営の大きな負担となっております、この国内での生産される飼料用米の需要が高まっている状況でございます。この飼料用米の生産につきましては、全農ひろしまなどの需要者と生産者が契約して出荷を行っている状況でございます。現在は複数年契約多品種の導入に対する補助金が廃止になっておりまして、加工用米と同様に水田活用の直接支払交付金でありますとか産地交付金が交付されている状況でございますけども、やはり主食用米の米価が高騰していることから、飼料用米の作付から主食用米の作付転換が進んでいる状況というふうに考えております。輸入飼料米の価格高騰が続いていることから、全農ひろしま、農協などの関係機関と情報共有しながら、状況を注視している状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次にWCS用の稲、大朝、千代田、豊平地域の大規模農家で取組をされておると思いますが、現状と課題をお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） WCSの状況でございますけども、町内でのWCS用稲の生産面積につきましては、令和6年度実績で56. 5ヘクタール、令和7年度作付計画面積につきましては、46. 6ヘクタールとなっております、約10ヘクタールの減少となっております。加工用米、主食用米と比較しまして減少幅は小さくなっておりますけども、本町におきましては酪農家、稲作農家、建設業者などがWCSの栽培、それから刈取り、運搬などに連携して取り組む新たな取組も始まっている状況でございます。町といたしましても、この活動の状況を確認しながら、課題点を把握しながら、必要な支援も検討していきたいというふうに考えております。さらに耕畜連携を推進いたしまして、循環型農業を推進するとともに自給飼料の確保によりまして畜産農家の経営安定も図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 続いて、麦、大豆、飼料作物の取組はどうでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 麦、大豆、飼料作物につきましては、各地域の気候や農地の条件などに

応じまして作付が行われております。麦につきましては、主に千代田地域で栽培をされております。大豆につきましては麦との二毛作なども行われており、水を確保しにくいほ場などで栽培をされております。作付に対しましては水田活用の直接支払交付金、それから産地交付金が交付されている状況でございます。しかしながら、この交付金につきましては基準反収の2分の1以上の収量が必要な要件でありますとか、品質によっては、この交付単価が変わる要件などがある状況でございます。農協の営農指導など受けながら、生産量、品質確保を向上させていくことが必要というふうを考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に、そば、なたねの取組についてお伺いします。豊平地域は、そば生産から販売まで一環の取組を行っていますが、地域の需要に応じた生産を確保するために全町拡大、または特産そばの拡大助成、遊休地への作付計画はあるのか、お伺いをします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） そばについて答弁させていただきます。豊平地域につきましては長年そばの振興によります地域活性化に取り組んでおられます。独自品種のとよむすめを栽培いたしまして、そばまつりでありますとかどんぐり村の飲食店、それから町内のそば店などで多くの方にそばが提供されている状況でございます。そばの性質上、雨によります生育不良でありますとか、獣害によります収穫量の減少など、生産面積、生産量ともに減少傾向にある状況でございます。豊平地域でのそばの栽培につきましては、豊平そば生産研究会が発芽試験でありますとか栽培計画、それからそばの刈取りを行いまして、乾燥調整、それから出荷販売につきましてはJA広島市が行っております。現在は、とよむすめの栽培につきましては豊平地域のみで行っております。芸北地域につきましてはあかさばの栽培が行われておりますけれども、品種交配等の課題もありまして、とよむすめの栽培拡大につきましては課題もあるというふうを考えております。大朝地域、千代田地域の栽培拡大につきましては、JAひろしま管内ということもございまして、JA広島市との両農協間での調整等も必要であるというふうを考えておまして、現時点で全町域の拡大については検討は行っておりません。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 付加価値の高い農産物の生産販売、これの推進はどのようになっておるでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農産物の付加価値といたしまして、栽培方法や品質の特徴など、他の産地や生産者と異なる特徴を持つことで農産物の付加価値が向上するというふうを考えております。例えば、米につきましても有機堆肥を活用した減農薬農法で栽培された特別栽培米なども付加価値をつけて販売されております。町といたしましても米どころ北広島町発信プロジェクトで取り組んでおりますお米を活用した土産品の開発などを通じまして、付加価値を創出し、高価格での販売を通じまして、農家所得の向上につなげていきたいというふうを考えております。また、お米のブランド化に地域や団体で取り組んでおられます。生産されるお米の品質や、味の特徴などを広く知っていただけるように今後ともPR活動にも連携して取り組んでいきたいというふうを考えております。また農産物を活用いたします6次産業化の取組も支援を行いまして、加工することによります付加価値を創出し、国内の販路拡大に加えまして、輸出等も拡大していくことで農家所得の向上につなげていきたいというふうを考えております。以上で

す。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に行きます。地産地消の推進についてお伺いします。食育の推進と、地元農産物の学校における教育の推進はどのようになっていますでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 食育等の推進でございますけども、学校給食で提供されますお米につきましては、全て町内産米を使用しております。野菜につきましても可能な限り地元農産物を使用されている状況でございます。また食育の推進活動といたしましては、給食時間におけます食材の説明の校内放送、それから給食センター、調理場だよりの配布、それから栄養教諭によります食育の授業などの実施、郷土料理や行事食などの食育献立の採用、それから献立表によります地元食材の紹介などに組み組みまして、児童生徒が給食を通じて農業や農産物、地域文化への理解を深める学習の機会を創出している状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に環境に配慮した農業形態の実現と対策についてお伺いします。まず、環境保全について、農畜産の振興については自給肥料の確保はどのようになっているか。また、コスト低減、省力化については、どのようなことになっているか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 畜産におけます自給飼料の確保につきましてはWC Sや飼料用稲の栽培でありますとか、飼料作物の栽培に取り組まれております。この自給飼料を栽培することで高騰いたします輸入飼料を購入するよりも餌代につきましては大きくコストが削減されている状況でございます。また酪農家等が自家所有の草地で牧草を栽培されるケースもありますけども、ほ場を活用して牧草の栽培、それから水田放牧をされる場合もあります。自給飼料の栽培に係る労働力が畜産経営の大きな負担となっていることから、耕種農家や建設業者などと連携して飼料作物を栽培、それから刈取り、運搬する取組も始まっている状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 家畜衛生と環境保全の取組の対応についてはいかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 衛生と環境保全の取組でございますけれども、家畜の伝染性疾病が発生いたしますと、畜産経営に大きな影響を与えるため、発生予防とまん延防止の対策といたしまして、畜産事業者に注意喚起をするとともに、ワクチン接種等の自衛防疫活動を関係機関と連携しながら実施している状況でございます。また、ふん尿の処理にかかります臭気でありまして、河川の水質に関する問題に対しましても、堆肥舎の整備、あるいはふん尿の堆肥化によります農地への散布など適切な管理に取り組んでいる状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に都市と農村の交流促進などの取組についてお伺いします。「米どころ北広島町発信プロジェクト」、「おこめのわわわプロジェクト」情報発信の取組と効果はどのようになっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 都市と農村の交流促進に向けた取組について答弁いたします。「米どころ北広島町発信プロジェクト」においても、都市と農村の交流促進の活性化を目的に農業体験

ツアーを実証試験的に実施しております。昨年度につきましては町内で農業を行う生産者と連携いたしまして、収穫体験や機械への乗車体験、それから農産物の加工品製造体験などを行いますツアーを実施いたしました。参加者の年齢層も子育て世代から高齢者まで参加されまして、幅広い年代にニーズがあることが分かりました。参加者の満足度も高く、今年度も引き続き実証ツアーを実施する予定となっております。今後は「おこめのわわわプロジェクト」も連携いたしまして、町内旅行業者が企画運営を行いまして持続的にツアーを実施できる体制を構築していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 米どころ北広島町の県内の知名度と、またPRをされておりますが、どのようにされているか、お聞きをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 米どころ北広島町発信プロジェクトにつきましては、昨年度生産者を集めましたお米会議等によりましてブランディングでありますとかPRの取組、それからインスタグラムでありますとか、そういったSNSを活用した勉強会等も行ったところでございます。そういった感じで北広島町のインスタグラム、あるいは生産者が発信するインスタグラムによりまして北広島町米の周知、ブランディングにも取り組んでいるところでございます。また、アンケート結果によりまして、県内で一番米どころがどこかというアンケート調査をいたしますと、庄原市が1番、北広島町2番というような結果でございましたので、何とか1番を目指すように本年度も様々な取組を予定していく予定になっております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 進んで取組をお願いしたいと思います。次です。農業と他産業及び町内の小学校、中学校への連携はどのようになっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 他産業等の連携でございますけれども、農業と他産業との連携につきましては、町内観光事業者と農業体験ツアーの実施に向けた検討を現在行っております。町内小中学校との農業体験などの連携につきましては実施はできていませんけれども、町内小学校単位で米の栽培を行いまして、全日本お米グランプリ in 北広島町へ出品されるなど、地域と連携した取組が行われております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に、農業生産基盤づくりについてお伺いをします。再ほ場整備の推進とスマート農業の実証実験の効果と課題はどうか。また、どういうふうに変わってきているかをお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 再ほ場整備の推進につきましては、ほ場の大規模化によりまして農作業の効率化やのり面の緩斜面化などによりまして草刈り作業の機械化、それから水管理の自動化などによりまして生産コストの縮減や作業の省力化を図りまして、将来的に減少することが見込まれます担い手農家が持続的に農業を行っていく体制整備を目的としております。スマート農業の実証試験でも自動水門施設によりまして水管理作業の省力化につきましては高い効果があることが分かりましたけれども、導入コストが課題というふうになっております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

- 5番（佐々木正之） 続いて有害鳥獣対策の推進についてお伺いします。防護柵の設置の効果、わな、通信システム、テゴスとの連携の効果はどう変わったか、お伺いします。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 北広島町の有害鳥獣対策は被害防止対策、誘引物の撤去、それから加害個体の捕獲の3つの観点で取り組んでおります。被害箇所にセンサーカメラを設置いたしまして、侵入防止柵の設置は適切に設置することで被害防止対策に確実な効果があることを確認しておるところでございます。また実証試験を行っておりますわなの遠隔監視システムにつきましては、令和6年度におきましては捕獲実績がなく、引き続き今年度も実証実験を実施をいたしまして効果検証をしている状況です。テゴスへの参画後はフィールドアドバイザーが地域に出向きまして、侵入防止柵の設置の技術指導や実態調査などを行いまして、有効な施策へつながっております。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 次にいきます。5年後の目指す姿はどのように進めていくかということをお聞きしたいと思います。スマート農業を導入することで生産性を向上させて地域の資源、雇用を有効活用することで、規模拡大に取り組み、持続可能な企業経営、チャレンジが増加しています。これらの関係者と一体の施策の推進と体制、現場に合った施策の推進、または効果的な財政の運用を求めますが、見解はどうでしょうか。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 将来的には農業者の高齢化などによりまして農業者人口の減少が想定されます。そのため一事業体当たりの耕作面積が拡大し、作業量が増加することから雇用が拡大し、経営経費も増加していきます。今後、農業経営規模の大規模化が進むことが考えられますので、この大規模経営を見据えました企業の経営体の育成が必要であるというふうに考えております。経営規模の拡大のためにはほ場の大区画化、スマート農業技術の導入によります農作業の省力化、経営コストの削減を図りつつ、次世代を担う人材の確保、育成に取り組み、持続可能な経営体を育成していきたいというふうに考えております。現在も機械導入に対する支援でありますとか雇用に対する支援など行っておりますけども、関係団体や農業関係者と連携しながら、効果的な支援策を検討していきたいというふうに考えております。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 再ほ場整備の推進にあたって、40年以上経過しているのがほとんどであります。具体的な計画がありましたらお伺いします。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 現在、芸北地域の亀山雲耕地区で再ほ場整備に向けた地元説明会、対象農地の選定作業等行っております。今年度中に国への事業採択申請計画書の作成を行いまして、令和8年度事業採択、実施設計等を行う計画を目指しているところでございます。将来的には旧町1地区程度の再ほ場整備に取り組む地域を選定いたしまして、事業を実施していきたいというふうに考えております。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 今年度芸北雲耕地区でやられてると思うんですが、計画ではおおむね何ヘクタールか。そして、これを参考に他の地域で再ほ場整備の推進計画があるかどうか、お伺いをします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 亀山雲耕地区につきましては30ヘクタールの後半、ちょっと40には届かないかもしれませんが、そういった対象面積になるんじゃないかというふうに考えております。また今後地元調整をしていきたいというふうに考えております。それから芸北地域一地区につきましては、お話がありまして、今地権者等のアンケート調査を行っておりますので、今後また地元説明会等にも入っていきたくて思っております。その他の地域につきましても、法人、それから担い手さんのほうからお話を聞きたいという声もありまして、お話もしている状況ですけれども、具体的にはまだ進んでおりませんが、今後積極的に地域にも入って、そういった事業説明でありますとか、地域の将来を考える中で担い手育成、それから農業基盤の整備、その辺等につきましても一緒になって話す中で再び場整備を推進していきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 積極的に行うことを期待しております。スマート農業の推進について少しお聞きしますが、スマート農業の実証実験、情報発信、現地指導はどのように行われているか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） スマート農業の実証試験の関係でございます。水稻におけます自動水門システムにつきましては、国の補助金を活用し、令和5年度から実施しております。今年度が最終年度に当たるため、これまでの実証試験のデータを取りまとめまして、この検証結果を町民の方に周知していきます資料作成を行っているところでございます。年度内には旧町単位で実証実験の成果等について報告をさせていただき予定としております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） スマート農業機械導入支援、高額な機械がたくさんあると思いますが、これはどのように対応されているのか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） スマート農業機械の導入につきましては、町単独補助事業であります水田農業経営体育成支援事業で支援を行っております。GPSを活用した直進アシスト機能付の農作業機械の導入に対しまして、最高で300万円の補助を行っております。またドローンの購入に対しまして最高100万円の補助を行っております。自動水門システムの導入につきましては、現時点におきましては支援事業はございません。町内におきましては中山間地域等直接支払交付金のスマート農業加算などを活用した整備も行った地域もございます。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 最後の質問になります。計画に当たっては具体的施策、現場のニーズや情報の把握を行い、創意工夫が生かせる取組が必要ではないかと思いますが、それらの件についてお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 第4次北広島町農業振興計画に位置づける施策につきましては、農業関係施策全体を網羅した計画となっております。計画におけます重点対策を中心に、まずは再び場整備及びスマート農業の推進、お米を含めた農産物の北広島町ブランディングの推進構築、新規就農者等の新たな担い手の確保に取り組んでいきたいというふうに考えております。なお、

事業の実施に当たりましては、関係機関や民間企業、団体、町民との対話を通じまして、地域課題を共有し、ともに必要な対策に取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 最後の質問でしたが、新規就農者、それから高齢化が進んでいます。行政と民間といろんなところで取組を願っております。以上で私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで佐々木議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。1時まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 58分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。午前中に引き続き一般質問を行います。10番、泉田議員の発言を許します。

○10番（泉田暁彦） 10番、泉田暁彦です。今日は9月11日、あつてはならないニューヨーク多発テロがあった日です。これも決して忘れることのできない悲惨な事件でした。改めて犠牲になられた方のご冥福をお祈り申し上げます。さて、6月議会において国保税、国民健康保険税及び介護保険料の大まかな概要を聞きました。かなり反響もありました。その中におきまして福祉課長より、保険料については県内でも上位で、高いと認識しているという答弁がございました。そこでお尋ねします。その後、課内あるいは庁舎内で何らかの高い保険料についての意見交換等はあったのか、お聞かせください。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 6月議会の一般質問の内容については、介護保険係とはその後も話をできています。ここで北広島町が介護保険料の高い理由について説明のほうさせていただきます。北広島町は、介護保険施設や介護事業所の充実を図ってきたことで、介護サービスを使う方が多いことが理由として挙げられます。介護保険サービスを利用しなければならなくなった際、住み慣れた地域で生活を継続できることにつながっているというメリットがあります。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 住み慣れた地域で生活を継続できるということでありまして、確かにそうならばメリットなんですけど、果たしてそれが実現している方もおられるかもしれませんが、そうでない方もおられるんじゃないかと思いますが、その点はどう思われますか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 町内には介護保健施設、介護事業所等がありますので、大半の方はそちらのほう使っただけだと思っております。どうしてもということがあれば町外のほうへ行かれる方はおりますが、認識としては、ほぼ町内のほうでサービスのほう提供を受けてもらっていると思っております。以上です。

- 議長（湊俊文） 泉田議員。
- 10番（泉田暁彦） いろいろと意見交換等されているようです。もう少し掘り下げて詳しくお聞かせ願えればと思います。
- 議長（湊俊文） 福祉課長。
- 福祉課長（細居治） 掘り下げてというのは高い理由についてということでしょうか。
- 議長（湊俊文） 泉田議員。
- 10番（泉田暁彦） いろいろ意見交換された内容のもっと中身の濃いところです。
- 議長（湊俊文） 福祉課長。
- 福祉課長（細居治） 内容的には、介護保険料が今後少しでも高くないためにも利用者の介護サービスの適正化を図ったり、介護予防に努め、介護給付費の増大を防ぐ取組を今後も継続して取り組んでいくことや、介護保険料の納付が困難な方については、早めにご相談いただき、分割納付やファイナンシャルプランナーへの相談を活用してもらうなど納付していただけるように支援していくなどについて話をしています。以上です。
- 議長（湊俊文） 泉田議員。
- 10番（泉田暁彦） いろいろと努力をされてる様子がうかがえます。私、勉強不足なもので、ファイナンシャルプランナーですね。このファイナンシャルプランナーの仕事内容、業務内容を教えていただければと思います。
- 議長（湊俊文） 福祉課長。
- 福祉課長（細居治） ファイナンシャルプランナーとは、幅広い知識を基に総合的な資金計画を立て、経済的な側面からライフプランをサポートする専門家です。町がファイナンシャルプランナーと年間契約をしております。税務課の窓口で予約して、役場庁舎内の相談室等でズームで相談のほうに応じております。以上です。
- 議長（湊俊文） 泉田議員。
- 10番（泉田暁彦） そういった方がおられるのは心強いんですが、実態として人数あるいは利用頻度というのはどうなのでしょう。
- 議長（湊俊文） 福祉課長。
- 福祉課長（細居治） すみません、税務課が窓口ではあるんですが、6年度の実績は5件ありました。以上です。
- 議長（湊俊文） 泉田議員。
- 10番（泉田暁彦） 5件ですか。分かりました。こういった困った方々、困窮している方々にそういった支援を促していくということは非常にいいことだと思うんですが、もっとこれを町民の皆さんに分かりやすく、こういった制度がありますよ、こういった相談員がいますよというのを広報等でもっとお知らせいただければ、この1年間で5件という数字がもっと増えるんじゃないんかと思うんですが、いかがでしょうか。
- 議長（湊俊文） 税務課長。
- 税務課長（植田優香） ファイナンシャルプランナー相談につきましては税務課のほうで実施をしております。今年度は広報紙のほうにファイナンシャルプランナー相談についての広報をさせていただきます。ただ、税務課としては納税相談に来られた方で納付が困難な場合や、いろいろな状況に応じてファイナンシャルプランナーの相談に出席をしていただくように促し

ております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） そういった難しい面もあるかとは思いますが、できる限りそういった制度があるということを広げていっていただければというふうに思います。次に国保税についてお聞きいたします。令和5年度、県内23市町中17市町が国保税値上げとなっております。この17市町に北広島町は含まれておるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 本町も含まれております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 含まれているということは値上がりしたということと解釈するんですが、他の6市町村は値上げとなっていないわけですね。その他の6市町村はどういう対応されとるんか、もし分かれば教えてください。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 令和4年度と5年度を比較しますと、1人当たりの保険税、収納必要額は県平均で1万739円の増でございました。いずれの市町も増加しております。本町では激変緩和措置期間、平成30年度から令和5年度でございまして、急激な保険税上昇を避けるため、一般会計などからの法定外繰入れを行う方針が本町の国保事業の運営に関する協議会において決定されておりますので、県の示す標準保険税率を参考に保険税を決定しております。上がっていない市町につきましては、何らかの法定外の繰入れ、あるいは基金の取崩し等行っているものと思います。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 北広島町は含まれているということでしたが、今少し言われたんですけど、その値上げの根拠ですね。これを知りたいんですが、教えてください。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 値上げの根拠につきましては、1人当たりの診療費、前年度比7130円といったところが大きな根拠になっているものと思っております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 7130円が根拠ということですか。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 1人当たりの全診療費が前年度に比べて7130円上がると見込まれていたことが大きな原因だと思っております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 分かりました。今さっき令和5年度、6年度の17市町のときにも少し触れられたんですけど、北広島の令和5年度、令和6年度についてはどうだったでしょう。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 本町の令和5年度と令和6年度の保険税比較しますと、所得割プラス1.02%、資産割マイナス4%、均等割プラス4023円、平等割プラス2113円となっております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 僕も6月議会のときにこれを説明を聞いたんですけど、所得割、資産割、

均等割、平等割、これ分かる町民の方果たしておられるのかなという気がします。もっと分かりやすく、1人当たりの負担が幾らになるんかというのは全体の金額から割ってしまえばその金額が出てくるわけでしょ。そっちのほうの方が分かりやすいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 1人当たりの保険税額といった出し方もしますが、皆様にお伝えする保険税、納税の額につきましては世帯状況、所得の状況等皆様違いますので、こういった所得割が何%、あるいは均等割、平等割が幾らというような方法で表記させていただいているところです。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） すみません、それが分からんのですよ。理解なかなか、何割何割いうて4つ出されても、町民の方はそれ見て、なるほどという方はまずおられんと思う。だから、もっと分かりやすい表現の仕方はないものかなと日頃から思ってるわけなんですけど、そういうことはお考えではないでしょうか。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 毎年7月に本算定のときにお知らせのチラシを同封して皆様に通知をさせていただいております。今議員がおっしゃいましたように、所得割が何か、均等割が何かという説明の様式ではございませんが、所得割の算定方法、均等割、平等割も含めて算定方法がどうなっているか、それから医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分がどのようなものであるかというところは、簡単に記載をさせていただいております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 一言、ほかの方策も考えてみようという言葉が欲しかったんですけど、なかなか出てこなかったようでございます。次に参ります。資格証明書についてお尋ねします。令和6年度の資格証明書の発行枚数を教えてください。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 令和6年8月1日の更新時で答弁申し上げますと、資格証明書は32世帯45人に交付しております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 令和6年が45名ということですが、令和2年には17枚だったんですね。ということは払えない人が増えたと解するのが普通だと思うんですけど、いかがでしょう。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 令和2年の資格証明書の発行世帯、あるいは人数等資料がございません。ちょっと判断ができかねます。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 令和2年は17名で間違いございません。私調べました。それはいいんです。私がすごい気になるのは、資格証明書を発行されて病気にかかって治療に行くと。当然最初は10割負担の後から7割の補助が出るというふうに関前回は聞いたんですけど、幾ら考えても、資格証明書でしか診察できない方が10割の医療費を果たして払えるんかどうかというのが1点あります。そして、それから手続を取って7割が給付されるということなんですけど、それも随分と、今日申請して明日出るというもんでもないでしょうから、時間かかると思うんです

よ。その間、その方は毎回病院へ行って10割を負担するのこれ無理です。はっきり言って。誰がどう考えても無理なんです。それをやれと。結局病院へ行かない、行けないということになってしまうんです。そして病がだんだん悪化するというようなことになっていくんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 資格証明書になられると、議員おっしゃられたとおり、一旦10割を負担していただく必要がございます。ただ、この資格証明書、今現在は特別療養費ですけど、特別療養費になられる方につきましては、特別な事情がないにもかかわらず、保険税を原則1年以上滞納している方ということになっております。そのことにつきましては特別療養費になられる前に必ず通知を差し上げます。納税相談の期間を設けて税務課のほうで納税相談等をしていただくようにしておりますし、税務課のほうでは随時納税相談も受けておりますので、そういったところで、まず、資格証明書あるいは特別療養費になられる前に納税相談のほうをお願いしていただければと思っております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 私もいろんな人間見てますけど、自分が負い目があると。例えば、これという税金が払えない、負い目がある。そういった方は、相談に来ませんよ、はっきり言って。だから、先ほど言われたのは払えるのに払わない方には、こういった資格証明書の10割負担を請求するけど、そうでない方は相談しにきてくれということだったと思うんですけど、何かおかしいんじゃないかなという気がするんです。それは払える人が払ってない。それ分かるんです。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 国民健康保険税のほうにおきましても軽減措置がございます。低所得者世帯であるとか子育て世帯、あるいは妊娠・出産期の家庭等、また経済的な負担が大きいと考えられる層を支える目的で、所得状況、あるいは家族構成、年齢、特別の事情等に応じて設けられておりますので、中には届出、あるいは申請が必要なものもございます。ぜひ税務課のほうで相談いただければと思っております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 分かりました。これはもう堂々巡りになるんで、これぐらいにしときます。それと一つ気になるのは差押えですよ。払えない方、あるいはわざと払わない方とか、いろいろおられるんですが、それをまず給与を差し押さえたり、年金を差し押さえる。するんですが、本当に困窮していて払えないよという方について、それを差し押さえした場合に、その後はどうなるんですか。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 差押えについては、今おっしゃいましたように、勤務先の給与の状況であるとか、それから年金の状況、預貯金の調査等いろいろしてまいりまして、可能額が出れば差押えをいたしますけども、可能額が出ない場合には差押えはできないことになっておりますので、例えば、その金額に満たない人まで差押えをするということとはございません。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 分かりました。率直に問います。国保税は高過ぎると思いでないですか。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 社会保険料とかであれば、基本的には労使折半でございます。また扶養家族も加入できることから、特に退職された方など国保税の負担感は大きいものと考えております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 今の答弁で、国保税の負担感は大きいと考えているということだったんですが、これ負担感じゃなく、負担が大きくなるんですよ。問題は、どのような政策をもってこの負担を軽減してあげるかということだと思います。それは社会保険からいきなり国保税払うと言うたら、それは負担は倍になるんじゃないですか。それをどうやったら軽減できるかということをやはり知恵を出してほしいんです。私、決して責めてるわけじゃないんです。いい知恵があったら、お互いに知恵を出し合って、何とか町民の負担の軽減をしようじゃないかという話なんですよ。いかがでしょう。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 負担を減らす方法といったところの質問だと思いますが、国保制度に基づいて事業を実施していることもございます。いずれにしても保険税に反映されてくるのは、医療費の実績が反映されてきます。そうしたことから、町のほうでは医療費の適正化に努めているようなところでございます。制度にのっとってやっているものなので、急に制度改正ということはなかなか難しいですが、いずれにしても国のほうに財政支援の拡充といったものは引き続き求めていきたいとは考えております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） ぜひとも補充を、でかい補充を考えてください。次参ります。町長に伺います。2024年全国知事会、全国市長会、全国町村会、また日本医師会、あるいは医療労働組合、そういった関係の方々の運動によって負担を軽減するように今も政府に要望し続けているということです。しかし、このような状況においても、広島県は2030年から2035年までに国保税の統一を進めようとしています。この統一というのがどんなものなのかということをお話させていただきますと、完全統一保険料を求めることで、年々国保税の負担が増加するというのが一つ、そして一つは、完全統一後保険料の収納率が低くなった場合、当然保険税率が増加してまいります。このことは低所得者層が多くを占めるようになったためということも含まれます。そして3番目に収納率を高める口座振替の原則によって分納ができなくなる。そして4番目に、各市町が収納率を維持するために、これまで以上の徴収行政になってしまうということです。これが統一された場合の大きな問題点だと思っています。そして2024年度の国保税は、さっき言いました、多くの団体の要望が実を結んで一旦延期となりましたが、あくまでも延期です。町長にお尋ねしますが、町長はこのままでよいとお考えなのか。また、国保税に賛成するのか、お聞かせください。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 国民健康保険は年齢構成が高く、医療費水準が高い。所得水準が低く、保険税の負担が重いなどの課題があり、医療の高度化や高額薬剤の普及等により医療費の増加が続いております。そのため県や国保連を通じて被保険者の負担が過大にならないよう、さらなる財政支援を講じ、国保制度の見直しを含め、国に要望しているところであります。私自身も広島県の選出国会議員のところに毎年要望活動に行っておるわけであり、国の制度でありま

すので、国が見直しを決定してもらわないとどうにもならないという制度であります。国保税統一につきましては、令和6年度から準統一保険税として、その後収納率が市町間で均一化されたとみなされる段階で、完全統一保険税率を目指すことに県内の全市町が同意して県単位化がスタートしております。第2期国保運営方針においては、令和6年度からの準統一保険税は見送られ、議員ご指摘のとおり、令和12年度から令和17年度のいずれかの年度で保険税水準の完全統一の実現を目指すこととされております。このことについては、今月、市長会や町村会において改めて県から説明される予定となっておりますので、その会議結果を受けての判断になるかと認識をしております。基本的には、国のほうも県で単一化したらどうかということになつとるわけでありませうけれども、小さい市町等は財政的に非常に難しい。先ほども少し触れましたが、かなり保険料が高くなっている。薬剤とか手術も高いのを選ばれるとかなりの負担が要るようになってくると。個人だけじゃなしに行政のほうもかなり負担していかなければならなくなってきたりまして、小さい市町が単独でやっていくというのが難しいという状況の中で、県下で統一をしていこうという方向になってきたということでありまして、統一化するから高くなるということではなくて、もう既にどんどんどんどん高くなってきているのが実態であると。制度自体がもうそういう、先ほど言いましたけれども、なかなか継続していくのが難しい状況にもなりつつあるというふうに認識をしております、そういうようなことも国に対して要望しているところであります。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 本日、市長会、町村会において県から説明があるということでしたが、その説明、非常に私の感覚では危ういなという気はするんですけど、これは公にするものですか。どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 公の会議ではないと思いますけれども、定かなところは私も分かりませんが、でも結果としては、最終結果としては発表せざるを得ないというふうに思っていますので、ある程度の理由なり根拠も上げて発表されるんだろうと思います。統一できればですね。そうでない可能性もあります。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） できるだけその内容が国民にとっていい内容になることを願っております。ちなみに2024年に、あのときに統一されていたら1人当たり1万7000円の増額になっていたと。これは参考のためにお聞かせします。では、ぜひとも町長も、そうして国、県、いろいろ要請に行っておられるということなんで、大変な事案ではありますけど、これは本当に人の命がかかった事案でありますので、その辺をよくよく納得されて、今後ともご活躍願えればと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで泉田議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。13時50分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 39分 休憩

午後 1時 50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。2番、宮本議員の発言を許します。

○2番（宮本裕之） 2番、宮本裕之です。さきに通告しております大綱2点について質問をいたします。実りの秋となり、米の収穫も最盛期を迎えております。言わば、本町が一番活力ある時期とも言えます。そうした意味において、今回の質問、より元気を与えていただけるような答弁を期待して質問に入ります。質問の1点目は、北広島町の地酒でカンパイ推進キャンペーンの成果を問うものであります。本町にはバラエティーに富んだ地酒がそろっており、地酒で乾杯を推進する条例も制定されている県内でも数少ない酒文化を応援する町であります。一昨年の12月1日から、北広島町の地酒でカンパイ推進キャンペーンが対象店舗で開催され、地酒の売上げに貢献されました。ご承知のとおり、本町には清酒、どぶろく、ワイン等々それぞれ特徴を持った味わいを楽しんでいただくとともに、多くの人に提供していくことが経済効果と合わせて本町をPRしていくことにつながることを考えます。北広島町の地酒でカンパイを推進する条例第2条では、地酒による乾杯とその普及の促進に積極的に取り組むよう努めるものとする。第3条では、地酒の生産を行うものは、地酒の普及を促進するために主体的に取り組むとともに、町及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。また第4条では、町民は町及び事業者が行う地酒の普及促進及び生産振興に関する取組に対し理解するよう努めるものとするとうたっております。こうした条例を踏まえた上で、次の質問をいたします。まず、地酒で乾杯条例の認知度についてですが、認知度は上がっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 商工観光課よりお答えいたします。平成26年3月定例会において、議員発議により制定されました本条例についてですが、全国において本町のような乾杯促進条例を146の自治体が制定しているとの統計データがございます。本町独自に認知度調査というものは実施しておりませんが、立命館大学が全国自治体へのアンケート、結果につきましては146自治体に依頼をして110自治体から回答があったというふうに記載がされておりますが、これを基に乾杯促進条例の効果に関する調査報告書というものをまとめておられます。その報告書において、住民の条例認知度や認知度の持続性という調査項目があり、認知度については「ほとんどが知っている」が0.84%、「それなりに知っている」が46.22%、「知られていない」が34.45%、「分からない」が18.49%と各自治体が回答しています。また認知度の持続については、「より高まっている」と回答した自治体が2.52%、「存続し続けている」という回答が22.69%、「忘れられつつある」というのが33.61%、「元からない」が11.76%、「分からない」が27.73%と回答しております。本町においてもコロナ禍による行動制限などに伴い、乾杯行事が衰退しておりましたが、令和5年度から事業者支援や地域経済の活性化を目的として、商工会を中心として地酒でカンパイキャンペーンを展開しており、認知度については回復、上昇傾向にあるものと考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） 認知度については回復、上昇傾向にあるという答弁でした。しかしながら、

まだまだ浸透してない。役場の職員でも知らんという人がいますよ。この5年6年でした、商工会主催したキャンペーンの効果が私はかなりこれは認知度を上げています。これ一昨年は、最初にやった年は24店舗協賛していただいていますよね。去年は4店舗減って20店舗なんですよ。この減った要因は分かっていますか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 昨年度キャンペーンを実施した後に、対象となった店舗から事後アンケートということで回答のほう得ております。その回答の中には、取扱い上の手間暇があったとか、やっぱり繁忙期になりますので人手不足、あるいは本業のほうになかなか支障があったということで、翌年には加盟参加を見送ったというような判断をしたという回答もございました。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） この乾杯条例は平成26年にスタートしております。これ議員発議で条例化したものは唯一これだけなんですよ。千代田地域にあった上杉酒造、八重の露という清酒、この酒蔵が2015年に閉じるという話を聞いたときに、町民の方は大変惜しまれました。私も平素日本酒はそんなに飲みません。ただし、夏の暑いときにあの八重の露の冷えた冷酒を飲むのは、その日の疲れを癒やしてくれる、明日への活力を与えてくれる、大変おいしいお酒でした。これがなくなることで、これから以上に地元の酒がなくなっちゃいけないんだということで、やっぱりこういう条例を制定して、みんなで地酒をもっと飲んで貢献していこうということでつくられた条例であります。商工会が主催した今年のキャンペーン、どれぐらいの反響と成果があったんでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 先ほどちょっと議員のほうからもございましたけれども、今年のキャンペーンにつきましては、昨年12月1日から12月31日までの1か月間、町内20店舗を対象として実施を行いました。これは北広島町の地酒でカンパイ推進キャンペーン第2幕ということで実施したわけですけども、この内容につきましては、参加加盟店で北広島町の地酒で乾杯したらクーポン券500円分がもらえるという内容のもので、主に忘年会や食事などを中心として多くの方々に利用いただきました。反響としましては、キャンペーン期間中1627枚、金額に換算しますと81万3500円分のクーポン発行を行いました。利用者の傾向としましては、町内居住者が約70%、町外居住者が約30%となっており、乾杯した地酒の種類は、日本酒が約50%、ワイン、どぶろく、発泡酒、焼酎がそれぞれ約10%から15%となっております。成果としましては、期間中に町内外居住を問わず、多くの方々に北広島町の地酒を堪能していただいたことや、売上げや客単価、新規顧客が増加につながったという加盟店もございました。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） かなりの成果が上がったと思っております。それでこのクーポン券の配布予算と、配布店舗についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） クーポン券の発行や店舗配布につきましては、前年度事業実績や各加盟店の売上げなどを参考に実施しております。結果としまして、発行枚数1974枚に対して回収、いわゆる利用された枚数が1627枚となり、回収率は82.4%と、前年の54.

5%を大きく上回る結果となっております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） これ商工会主催ということですので、町は一切支援はしておりませんよね。と判断していいんでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） この事業についてですけども、この事業につきましては、地域経済の活性化と住民の生活満足度を向上させるという大きな目的の下に、商工会と共同で経営発達支援計画というものを町商工会が一緒になって策定をして、経済産業大臣の認定のほう受けております。この計画に基づく柱となる一つの事業ということで展開しておるところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） そうしたところでいうと、国から約50万ぐらいの補助がついたということで、事業予算、大方100万ぐらい組んでたんだと思うんですが、次に、質問と関連するんですが、こうした地酒をやっぱり売り上げて経済効果を上げる。いろんな地元もとよりお酒のPR、これをやっぱり県内もとより全国展開していくぐらい、ふるさと納税の返礼品にもなっておりますし、そこら辺で、これ年末年始の企画のみならず、3月4月といったら卒業式、入学式、また歓送迎会や各種総会がもうどんと開催される時期なんですよ。こうしたときにも、ぜひこのキャンペーン、できれば年中続けてもいいんですが。そうもいかんでしょうから予算の関係上。せめて年に2回ぐらいやれると、もっと売上げにも貢献できるんじゃないかと私は思います。いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） こちらのほうも参加加盟店を対象とした事後アンケートによるものですけども、そのアンケートの中には、年末以外の時期にもキャンペーンをぜひ実施してほしいという意見がある一方で、飲食店の手間を考慮して、繁忙期は回避してほしいであったり、忘年会時期が最も効果的であるというご意見もあったり、やり方もスタンプラリー方式を検討してほしいというような様々な回答がありました。今後のキャンペーンの在り方については、アンケートの回答や関係する事業者の意向、利用者のニーズなどをしっかり確認し、商工会と連携しながら進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） ぜひとも、3月、4月の開催に向けて今年度予算を、これ商工会独自でやれてね、2回やれって、ちょっときついと思うんでね。1回は町が支援しますよって。やってもいいと思いますよ。そのぐらいの町内の経済効果は上がってくると思うんで。期待をしております。それでは、この地酒の販売促進に対して今後の町としての考え、これをお聞きます。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 先ほど若干申し上げました商工会と共同で策定しております経営発達支援計画、この中におきまして、計画で定める事業の一つとして、地域内の酒を基軸とした北広島町ブランドの構築というものを掲げております。プロダクト開発や情報発信などの取組を通じて、北広島町の認知度を高め、観光客や観光消費額の拡大、地域経済の活性化につなげていく必要があると考えております。現在はこの地酒でカンパイ推進キャンペーンをはじめ新商品開発支援を行いますビジネス創造支援事業、こちらにつきましては令和6年度で1件、

令和7年度で1件のいわゆるお酒の新商品開発に係る申請、決定をして補助金のほうを交付した実績がございます。また、地酒を含む本町のお米に関連した特産品や伝統・文化、体験などを求めて北広島町に来ていただき、食事や宿泊、土産物購入などにつなげていくことを目的としたお米のわわわプロジェクト、それから、優れた商品をつくる団体、町内11団体を現在認定しておりますけど、そういった優れた商品をつくる団体を認定し、全国にそれをPRしていくという目的で行っております「北広島の粹」、あるいは「北広衆」という事業を展開しております。また、商品開発や事業者の支援、SNSを活用した情報発信、プロモーションなどを展開し、推進をしているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） 合併してから、北広島町はPR活動が生ぬるい、発信が下手だと、よくそういう話を聞いてまいりましたが、しっかりうちの町をPRする取組に期待をしております。それでは次の質問に移ります。質問の2点目は、消防団員の確保と優待制度の導入についてであります。近年、災害は大規模化・多様化に加えて複雑化の様相を呈してきています。自然災害を見ても、10年に一度のゲリラ豪雨や「過去に例を見ない」といった表現が気象庁からも頻繁に聞こえてきています。まさに日本のみならず、世界中でいつどこで大災害が起こるか分からない状況にあると言っても過言ではありません。また、地球温暖化が影響していると言われる山火事災害が世界中で多発している点も大きな問題であります。こうした状況の中、災害対応に当たる消防団の任務はますます重要になるとともに、地域の安全・安心により大きな役割が期待されてきています。その反面、消防団員の実態としては各自治体とも減少傾向に歯止めがかからず、防災力の確保が極めて憂慮すべき状況に陥っていると考えます。消防団員の確保のため、多くの自治体では消防団員応援制度の創設を含め、様々な取組がなされてきています。こうした点を踏まえて次の質問をいたします。最初に、本町の消防団員定数720人に対して、現在の所属団員数611人の状況をどのように分析されておられるでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 定員と実団員数に100人以上のかい離がある状況につきましては、少子高齢化による人口減少、特に若年層の減少による影響で団員確保が厳しい状況であるというふうに捉えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） 合併当初20年前の消防団員の定数は840だったと思います。それが795人になって、令和3年に720人、また定員減らしていますね。この消防団員、今現在の年齢構成、比率が分かれば教えてください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 年代ごとの人数、構成率をお答えいたします。20代以下23人、3.8%、30代が104人、17%、40代が233人、38.1%、50代が195人、31.9%、60代以上が56人で9.2%となっております。女性団員は、令和5年度まで千代田地域本部に2人でしたけども、令和6年4月1日に芸北と豊平に分団員としてのおの1人ずつ入団し、現在4人が在籍しております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） 年齢構成、これ30代、40代、50代合わせますと532人、率にしたら9割はここの年代数ですよ。20代以下が23人というのは、これ今後のことを考えると極

めて少ない。やっぱりこれ確保に向けた取組が必要となりますが、この後また聞かせてもらいます。居住団員と勤務地団員及び団員資格のみ、これ要するに何もしてない団員の把握はできているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 町内に住所を有している団員は586人、95.9%で、勤務地が町内ということで活動をしていただいている団員が25人、4.1%となっております。訓練や火災、警戒、捜索などの報酬が伴うものについては、出勤報告書の提出を求めていますので把握しております。議員ご指摘の何もしなかった団員、いわゆる出勤報告がなかった、すなわち年額報酬のみの団員は令和6年度で30人でありました。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） 昨年度出勤報告がなかった団員が30人いるということですよ。この方今後、これ続けていっても、出ないんだったら、逆に言ったら、年額報酬がただ取りしてるのと同じような状況になると思うんですよ。これ言い方悪かったかもしれませんが、やはり2年続く3年続いた団員、こういった団員には何か指摘をすとか対処が必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 団本部会議でございましたり、エリア会議等でも出勤が、ある団員に偏らないように振り分けるようにということで指導しております。30人が出勤報告の提出がなかったということもございますけども、仕事や家庭、それから本人の都合など、様々な事情において出ただけなかったものと捉えておりますけれども、この出勤報告が出てこない活動もありまして、月例的に行う車両点検であったりポンプ点検であったり、それから地域から依頼されて行う避難訓練であったり高齢者訪問であったり、病院のそういった研修であったりとか、それからイベントですよ。行事での警戒出勤などについては、団からの報酬は出ませんので、そういった、まさにボランティアファイヤーとしての活動に従事をしていただいているところは、こちらが把握できかねますので、そういったところで、その30人が全く活動してなかったかどうかというところはちょっと疑問符がつきますので、そういったところを出ていただいているものというふうに認識しております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） 団員の間で俗に言う、うちには幽霊がいるんだという。そういうことはないような状況にしてほしいですね。次に消防団員の確保に向けた現在の取組状況をお教えください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 様々な場面を通じまして、事務局から団員募集を呼びかけるように広報に努めておりますけれども、実行力、影響力が高いのは、やはり団員自らが地道に行う声かけや勧誘活動であろうというふうに認識しております。コロナ禍の最中に行動制限などで家庭への訪問などがはばかれた影響をいまだに引きずっているんじゃないかなというふうにも考えられますけども、幹部会などで団員の維持確保に向けて、できる限りの勧誘活動を行っていただくようお願いをしておるところでございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） 611人で、これからも定数が620人になるようなことはなかなかないと

思うんですが、広いこの北広島町、山火事が起きたとか、そこに大変な人数がいるんだというときになったときに、やはりこの協力体制がばっとできるようなシステムが必要なんでね、どうしても団員確保にはこれからも全力で取り組んでいただきたい。要望しておきます。次に消防団員の定数の見直しと、消防団、分団等の統廃合の考えについてお聞きします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 本町の実情を考えたときに、決してこのままの定数でよいというふうには考えておりません。少子高齢化、人口減少、特に若年層の減少で団員確保は極めて厳しい状況にあります。そうした実情を踏まえて今定例会で定員を720人から620人に減じる条例改正案を提出をしております。なお、分団の統廃合については今のところ考えておりません。

○議長（湊 俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） 720人を620人、現状に合わせた定数にするというのは理解いたします。合併時は840ですから、定数が、220人定数が減少したということになるわけですね。人口減少もさることながら、やっぱり若年層、20代、10代、大学とかがあるところの自治体は大学生まで消防団に入ってもらおうという。うちには大学がありませんので、なかなか若い人が入っていただけないという状況下にあります。しっかり確保に向けた取組、これから大きな課題になってくると思うんですが、ぜひとも取り組んでいきましょう。そして一番の問題は、特にうちの地域はUターンの方らが帰ってくると、待ってましたと。消防団に入らにやいけんのだよと。これは非常に私はよくない。やっぱり帰って落ち着くまでの一、二年間ぐらいはそっとしてあげましょうよというような、触れを出してもいいんじゃないですか。いきなり帰ってすぐ消防やる、子どもも少ないんですから、もうPTAとか、もう地域の役職、わんさかついてくるんですよ。一人が五、六職持ってるという人が結構いますからね。そういうとこも配慮してもらいたい。それでは最後の質問になるんですが、消防団員応援制度の創設の考え、これは以前も聞いたんですが、現在のお考えを聞きます。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 応援の店制度の性質上、消防団員へのサービス提供によるメリット分の費用については、応援に賛同していただく事業者様にご負担いただくこととなります。ですので、コロナ禍の消費の落ち込みから完全に回復しないまま、円安などによるエネルギー価格や原材料などのあらゆる物価高騰、人手不足、人件費の高騰など様々な影響を受けておられると推察できる事業者様が消防団のみをターゲットに応援する意欲を持って前向きに取り組んでいただけるかどうか。町商工会とも連携、調整を図りながら、引き続き研究してまいりたいと存じます。加えて消防団としても飲食、買物などはできるだけ町内の店を利用するように心がけて応援していただけるような機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） 私、7年前だったと思いますが、こういう制度をもう取り入れる自治体が出てきたんで、うちも取り入れて、消防団員の確保したらどうかという一般質問したんですが、現在広島県では、広島市、福山市、呉市をはじめとする7市1町、消防団員応援制度を導入して団員の確保に努めています。この1町というのは世羅町です。これ参考資料も持ってきていますので、見ていただければと思うんですが、広島市は、この応援制度に参加する店舗が142店舗あるんですよ。これガソリンスタンドから飲食はもちろん、美容・理容様々な分野の店

が消防団員を応援しようとしている。世羅町の方は、例を見てもらえば分かるんですが、消防団員のみというところもあれば、消防団とその家族3人までとか5人までとかいろんな形態があるんですけども、私いろんな人に聞くんで、そういう制度あっても消防団を応援してやっていいじゃないかと。私、7年前に当時の商工会長、これと相談したら、それはいい提案よ、絶対に、町が押し進めるんなら、わしは何ぼでも店を紹介してやるよと。そう言っていたんですよ。今の商工会長ともちょっと話しました。それはちょっと前の会長からちょっと聞いてみようという。前回の町長の答弁、ここ、議事録から引き出したんですけど、町長、この7年前、消防団員がその店に来たのも、このメリットを享受するために来たというふうに思われるのは何か嫌らしい。そんな感じも逆にする人もおられるのも事実だと思う。実際のところ、地域が応援しますよというのが先にあって、そういうことになるんだろうと思いますが、その辺は消防団員の皆様と協議して、本当にそういう雰囲気ができるのであれば、しっかり応援制度もいいかも分かりませんが、逆効果の部分も若干あるかと懸念しております。こういった答弁でした。全国で、もう総務省消防庁がこういう応援制度もしっかり取り組んでくれと推奨してますよ。日本消防協会、全国消防団応援の店ということで、もう県を外れて岡山行こうが東京行こうが、消防団員証持って見せれば、全国に200店ほどそういうお店もある。ぜひとも県、市町連携して商工会と、こういう応援制度の店をどんどん開拓してほしいという要望書みたいなものも出ています。こうした状況で、私、店舗の人が消防団応援してますよって言うから、例えばワンドリンクサービスしますよとか、5%値引きしますよと。そこに消防団員の家族の人が一緒に来て食べたりしてくれたら、両方ウィンウィンじゃないですか。私、嫌らしいな、こんな消防団の方メリットがあるけえ来たんかとか、そういうふうな目で見ると町民の方っていますか。私はないと思います。阪神・淡路大震災、東日本大震災、また能登の大震災、消防団員何人亡くなっていると思いますか。命をかけて生命、財産を守るんですよ。そういう人たちに対して町としても商工会としても応援できる制度をつくりましょうよ。ということで、最後、7年前の答弁と、7年たったの町長の考えが変わっているかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 担当のほうから答弁をさせていただきましたけども、私も私だけの考えでどうのこうのということでもいけないというふうに思ってます、県内で先行してやっておられるところの情報を聞いてもらったんですけども、なかなかはっきり効果が出ているというようなところはあまりなくて、広島市のように大きなところは、先ほどもありましたけども、いろんな業種であったり店舗数も多いんで効果もあるかも分かりませんが、北広島町で考えると、それほどなかなか店舗も数は多くないというふうに思いますし、その辺で果たしてどれぐらいの効果があるか、もう少し研究はしてみないといけないと思いますけども、私自身の考えは、7年前とあまり変わってないところがあります。私も消防団で頑張っていた若い時期はそうでありましたけども、そういった制度が本当に効果があればやってもいいと思いますけども、なかなかそういうふうに私自身も思えないところもあったりするんで、その辺は状況をいろいろ情報入れながら考えていきたいというふうに思っています。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） 7年前のお気持ちとあまり変わりが無いという、ちょっと残念な感じがいたします。世羅町が今やっている店舗数、協力店舗が7店舗ありますね。こういった店舗の状況

を聞いてみたりとか、また消防団の方がどれだけ利用しているかとか、そういったところも調査研究しながら、私は応援制度取り入れてやってみようという、私はそういうお気持ちに、ここにおられる執行部の方でも、やりゃあいいがなと思う方、かなりおられるんじゃないですかね。こうやって手を挙げてくださるとはよう言いませんがね。私はぜひとも消防団、私も消防団の一員だったし、もしこういう制度ができて、例えば、家族3人までもオーケーといったら、4人で行って、ワンドリンクサービスしてもらって、そしたら家族はどう思うでしょう。お父さんが消防団入っててよかったね、まだずっとやめないでやってよ。そういう気持ちになっていくんじゃないですか。ぜひとも私は導入に向けて調査研究もさることながら、前向きにしていきたい。そう強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで宮本議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。14時40分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 28分 休憩

午後 2時 40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。ここで福祉課長より発言の申出がありますので、許します。福祉課長。

○福祉課長（細居治） 先ほどの泉田議員の質問で答弁の訂正をお願いいたします。ファイナンシャルプランナーの相談件数を令和6年度5件とお答えしましたが、職員研修をファイナンシャルプランナーを呼んで実施しておりましたので、相談の件数は3件です。3件のほうで訂正のほうをお願いいたします。失礼しました。

○議長（湊俊文） 11番、敷本議員の発言を許します。

○11番（敷本弘美） 11番、敷本弘美です。さきに通告しております大綱2点について質問いたします。初めに、聴覚障害者や耳が聞こえづらい人への支援についてお聞きいたします。日本の難聴者人口は約1430万人から2000万人程度と推計されており、国民の約10%が難聴であると言われております。そのうち身体障害者福祉法上の聴覚障害者は約34万人であり、特に高齢者における難聴者は75歳以上の3人に1人が難聴を抱えていると推定されております。また、先天性難聴の新生児の割合は、1000人に1人から2人と言われており、その程度は様々ですが、早期発見に有効な聴覚検査が実施をされています。本町においても聴覚障害の手帳保持者は75人いらっしゃるかと伺っています。難聴は幅広い年代で誰しもの可能性がある、徐々に進んでいくため気づきにくいものだとも言われています。また、突発性難聴を患い、生きづらさを感じながら生活されている人もいます。聴覚に障害を持たれている人、聞こえづらい人への支援について伺ってまいります。初めに、第7期障害者計画、第3期障害児福祉計画が昨年3月に策定をされています。第2章 障害者を取り巻く状況の中で、必要な支援、学校、通園施設で困っていること等のアンケート調査がされています。アンケート調査は、当事

者の声をお聞きし、町の施策に反映するために重要と考えます。聴覚に障害を持たれている人、難聴者へのアンケート調査はされていますでしょうか。調査をされていればその目的と調査結果、調査後どのような対応をされているか。また、アンケート調査をされていなければ、その理由をお伺いします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 難聴者だけに限定したアンケート調査のほうは実施しておりません。直近では、令和5年度に第7期障害者計画、第3期障害児福祉計画を策定する際に65歳未満の障害福祉サービス等利用者、18歳未満の障害者手帳所持者、手帳未所持者で障害児通所サービス利用者を対象にアンケート調査を行っていますが、障害者全般に関わる計画策定の資料作成のためであったため、障害の種別ごとにアンケート調査のほうは実施していません。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） なぜ、これをお聞きしたかと申しますと、第7期障害福祉計画、また第3期障害児福祉計画の中身を見ますと、精神障害者、発達障害者に対しての内容の項目が多かったためお聞きをいたしました。本町には、聴覚障害の手帳保持者は75人いるとお聞きをしていますので、当事者の声をしっかり聞いていただき、次期計画に生かしていただけたらと願います。次に、今年の5月、聴覚に障害を持たれているお母さんからご相談をお受けいたしました。小学生の子どもさんがおられ、前向きに明るく頑張っておられますが、先日私が、今率直に感じていることを聞いてくださいと、日常生活のありとあらゆること19項目にわたり、困り事、また行政や学校関係者にこうしてもらったらありがたいという要望を上げられました。役場窓口に行く際も耳が聞こえづらいことを伝えなければいけない。音はかすかに聞こえても言語が分からないため、携帯電話の文字起こしを使うけれども、確実に会話を拾わなかったりするため、筆談をお願いして用事を済ませることもあるが、倍の時間がかかるので、気を遣いしんどくなる。一番つらいのは子どもの学校行事に参加することだと言われました。参観日や学校説明会など会話内容が全く分からず、懇談も難しい状況で、先ほど同様文字起こしを使い、努力をするも確実に会話を拾えず、神経を使い、とても疲れるので行くのをやめようと毎回思うそうです。周りの声が聞こえない人、聞こえづらい保護者が学校の行事に参加されたときの対応というのはどのようにされていますのか、お聞きいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 学校における耳が聞こえづらい保護者の方への対応というご質問ですが、それぞれ個別にご相談に応じさせていただいているものと認識しています。児童生徒の成長に向けた意思疎通支援の側面から、北広島町要約筆記者、手話通訳者派遣事業のご利用を案内するなど、しっかりと対応させていただくことが大切であると考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 要約筆記者、また手話通訳者の派遣で対応することが大切であるという考えは伝わりました。現在どのような対応をされているのか、お聞きをいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） この事業は、本町に居住される聴覚障害者、もしくは音声または言語機能障害者の方に家庭生活及び社会生活における意思疎通を円滑に行うため、意思疎通に支障がある場合に要約筆記者、または手話通訳者を派遣することにより福祉の増進を図ることを目的に実施しているものです。こういったことが必要な方についてご案内をし、派遣をしていると

いう実態でございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） なかなか当事者からは声を上げにくいというふうに聞いております。この要約筆記者、また手話通訳での対応していくということですので、しっかりそのような対応されてるということを保護者へ周知徹底をしていただきたいと申し上げます。続きまして、円滑な行政窓口対応へ軟骨伝導イヤホンの導入を提案いたします。軟骨伝導イヤホンとは、第三の聴覚経路と言われる軟骨電動を応用したイヤホンです。このイヤホンは、小さな声でも聞き取ることができ、プライバシーの保護につながり、利用者には大変喜ばれていると伺っております。事業効果としては、筆談を要する窓口業務も導入後は聞こえに支障のない人と同程度の声で対応できるようになった。窓口を設置するだけでなく、高齢者宅を訪問する際に職員が持参し使用することもできるなど、利用者にとっても、また職員にとってもあればありがたい、必要ではないかと考えます。広島県では現在、呉市が本年3月10日、市役所に軟骨伝導イヤホンを導入し、高齢者や障害のある方が窓口でのやり取りを機器でサポートし、感染予防の亚克力板越しに職員がマスクをつけて対応しても聞き取りやすいと伺いました。軟骨伝導イヤホンの導入を本庁、支所、またまちづくりセンターの窓口を設置されることを提案しますが、考えを伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 窓口に来られて必要とされる方がどの程度おられるか。また、難聴の種類によっては使っても聞こえない場合もありますので、窓口に来られた方だけでなく、職員が高齢者等を訪問した際に会話が聞き取れない方がおられた場合にも対応できるよう、福祉課等で機器を保有することを今後検討していきたいと考えています。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） まだ検証も今からされるということです。福祉課でその機器を保有することを今後検討をしていくということなのですが、さほど高額なものではないと思います。本庁に例えば一番よく来られる町民課であったり福祉課であったりその窓口で1台と、また各支所に1台あれば対応ができると思います。また、まちづくりセンターの総合受付にも1台置いていただければ対応ができると思いますが、そこ、どのようにお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 実際に呉市の市民課のほうに問い合わせしまして、利用状況のほう確認をさせていただいております。呉市は6か月になりました、市民課の窓口で1台設置されておられますが、この6か月間で14人の利用者があったということで、呉市のほうもちょっと試験的に置いているということで、その利用状況を見ながら、またほかの課に置くかということを検討しているということでありましたので、その辺、利用状況がある程度あれば置いていきたいと思っておりますのに、あと福祉課のほうで訪問する機会がありますので、取りあえず福祉課のほうではちょっと前向きに検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 呉市は、今お聞きをされたら十数名と、それが多いか少ないかなんですけども、本当に難聴者というのは全国的にも先ほど申し上げた人数です。本庁の庁内においても十数名が多いのか少ないのかという判断ですが、私は一人のためにそのように対応いただけるようなそういう行政であってほしいなというふうに考えます。まずは福祉課窓口で1台設

置をされるということですので、今後その状況も見ながら、必ず必要ではないかと思っておりますので、検討を重ねていただきたいと思います。次に補聴器の購入助成について伺います。2022年、一般財団法人日本補聴器工業会の調査報告によると、補聴器の所有者は全国約200万人いるとされています。難聴者の15%が補聴器を所有し、そのうち43%が両耳装用との報告がされています。本町の補聴器助成制度については、町ホームページの北広島町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱に次のようにあります。助成の対象者は、要件を満たした18歳未満の者と記されていますが、詳細の説明と、18歳以上の者は助成の対象外となっている理由をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方は、障害者総合支援法によって給付される補装具によって補聴器購入、修理することが可能となっております。北広島町軽度・中等度難聴児補聴器助成事業は、身体障害者手帳の交付対象外で補装具申請の対象とならない難聴児を対象としている制度であり、障害者総合支援法を補完する助成事業となっております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 先ほどのご答弁から、本町のこの事業というのは、身体障害者手帳の交付対象外で、また難聴児を対象としているため、この18歳以上の者は対象外であるということが分かりました。この18歳以上を対象とした補聴器購入助成制度を実施している自治体というのが全国で1741自治体中390の自治体が行っています。この調査は、2024年12月1日現在、日本補聴器販売店協会が調査したのですが、中国地方では鳥取県が10市町村、岡山県が7市町、島根県が3市町、山口県が2市、広島県は、呉市、三原市、福山市の3市で助成がされている状況で、まだまだ進んでおりませんが、年金暮らしの高齢者が補聴器が必要だけど高額なため購入できず放置することにより、高齢者はどのような状態になるでしょう。耳が聞こえづらいため外出頻度の低下を招き、認知機能の低下やフレイルが進行すると報告もあることから、お元気で生き生き暮らしていけるよう、18歳以上を対象とする補聴器購入補助を強く求めたいと思いますが、考えをお聞かせください。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 難聴になると会話が消極的になり、社会活動の範囲も縮小し、活発な脳の活動そのものが低下し、認知機能に影響を与えることもあります。難聴に苦しむ多くの高齢者の支援として、早期に補聴器を使用することが有効であることは認識しておりますが、現行の支援制度によって必要度の高い方への支援がされていること、町内に認定補聴器技能者がいる補聴器販売事業者や補聴器相談医がいないこと、今後の高齢化のさらなる進展や財政状況なども踏まえて、現時点で補聴器購入助成を行うことは難しいと考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 難聴になると脳の活動が低下をして認知機能に影響があるとの認識をされておられることが分かりました。2番目の現行の支援では、必要度の高い方への支援をされているので、必要度の低い方への支援はないと受け止めましたが、この必要度が高いというのはどの程度のことを指すのでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 難聴の障害をお持ちの方で障害者手帳をお持ちの方に対して、今現行の制度で対象としておりますので、そちらのほうを優先度の高いという形で話をさせていただきます。

した。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 町内に認定補聴器技能者がいる補聴器販売業者、相談員がいないというのが理由にも上げられたと思います。広島県には17か所しかなく、本町から近いところでは安佐北区可部に現在通われている方もおられますので、やはり最後におっしゃった財政が一番の理由ではないかと受け止めました。高齡化率の多い本町です。今後しっかり検討され、また高齡者の声が届くよう取り組んでいただきたいと思います。考えを伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 他の自治体で高齡者を対象とした助成制度をやっていることについて、以前から研究のほうしております。財源的には厳しいということもあるんですが、介護保険料を財源としてやっている市町等もありますので、その辺を踏まえて、今後どういうふうにしていくかということについて、また研究なり検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） しっかり検討、考えていかれるということでございます。最後に、聴覚に障害のある方、また耳が聞こえづらい人への支援が当事者に寄り添う支援となるよう、町が目指していきたい支援の形を伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 北広島町障害福祉計画の基本理念として、だれもが自分らしく、ともに安心して暮らせるまちを掲げています。聴覚に障害がある方、その基本理念を実現できるよう、様々な制度や福祉サービスなどの必要な支援の充実はもちろんですが、障害のあるなしにかかわらず、全ての人が能力に応じて補い合い、支え合う地域にしていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 福祉サービスなどの必要な支援、また補い合い、支え合う地域にしたいとの温かい思いを伺いました。聞こえにくい、また、聞こえないに寄り添う支援が進むようお願い、一つ目の質問を終わります。続きまして、手話言語条例の制定について伺います。2011年、障害者基本法に手話は言語であると明記され、全国1788自治体、この数字は町村合併の増減により現在より多い数字となっていますが、当時全ての議会で採択をされており、地域の声が政治を動かし、法制定につながりました。2013年、全国で最初に鳥取県の手話言語条例が成立し、現在600以上の自治体で手話言語条例が拡大をいたしました。2019年には障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法と法整備がされております。今年11月、ろうあ者の国際スポーツ大会、東京2025デフリンピックが開催されます。海外から大勢のろうあ者が訪れ、各地で手話の花が咲くでしょう。聞こえる人にとっても、手話に関心を持ち、理解が広がるきっかけになればと願っています。先月8月15日、広島県ろうあ連盟理事長ほか関係者が箕野町長を表敬訪問され、手話を交え、歴史ある国際的なスポーツ競技大会デフリンピックの開催の趣旨や周知、大会の応援、ろうあ者への理解等意見交換をされました。今大会は1924年の第1回大会から100年目を迎える記念すべき大会であるということもお聞きをいたしました。昨年8月に開催されたパラリンピックは記憶に新しいと思いますが、パラリンピックは聞こえない選手の競技種目はありません。障害があってもスポーツに挑戦する姿は多くの人に感動と勇気を与えてくれます。この秋開催のデフリンピックもパラリンピック同様、世界中の人に勇気と感動、そして手話で満開の花を届けてくださることでしょ

う。そこで伺います。東京2025デフリンピックへの周知と、本町としてどのような応援を考えているかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 町有施設へのポスターの掲示による周知を図っております。

町として独自の応援等は考えておりませんが、デフリンピックの情報などの広報を行い、町民の皆様へ周知ができればと考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 町独自の応援は考えていないとの答弁というのは少し寂しい気もいたします。先日、県のろうあ連盟の方が町長に表敬訪問されたときに担当課である課長も同席をされていらっしゃったと思います。ここで、このたび法が成立した手話施策推進法が採択されるまでのそのご苦勞であったりとか、また、今回デフリンピックに対する熱い思いを聞かせていただいたと思います。このデフというのは、英語で耳が聞こえないという意味ということもおっしゃいました。デフリンピックとは、国際的に「聞こえない、聞こえにくい人のためのオリンピック」のことで、これも4年に一度、夏季・冬季それぞれ開かれ、今年は1924年の第1回の大会から100周年に当たるこの節目の大会になります。パラリンピックの認知度というのは、そのとき伺いをしましたが、97.9%で、このデフリンピックの認知度は僅か16.3%と低く、私も初めて知りました。ポスターや広報紙で情報を周知されるということですが、町民の皆様へデフスポーツについてもっと知ってもらい、大会への意義や概要が分かるもの、そして、みんなでこの大会の応援ができるよう、担当課のトップである課長の熱い思いで、また、この周知図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 先ほど議員もおっしゃいましたが、私も確かに同席をさせていただき熱い思いをお聞きしておりますが、先ほど申し上げたとおり、今考えておりますのは、お預かりしたポスターは掲示させていただいておりますが、広報紙等で啓発といいますか、周知ができればと考えております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 期待させていただきたいと思います。次に首相官邸のホームページに2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、心のバリアフリーを推進するためのユニバーサルデザイン2020行動計画が3点示されておりました。この心のバリアフリーというのは、多様な人々の違いを認め合い、お互いの理解を深めることで、共生社会を実現しようとする取組です。そこで、以下3点について本町が取り組んでいることをお聞きいたします。まず、1点目、障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという障害の社会モデルを理解することとあります。障害を個人の心身の機能的な問題と捉えるのではなく、社会環境が障害のある人の活動を困難にしているとあるように、社会の障壁を取り除くための具体的な取組をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 議員のおっしゃるとおり、障害の社会モデルとは、障害のある人の困難が個人の心身機能によるものではなく、社会がつくり出した環境やシステム、偏見といった社会的障壁に起因するという考え方です。まずは、これら社会的障壁を取り除く必要性があることに周りの方が気づくことがとても大切であると考えております。町としては障害のある

人に対する理解を深めるための基盤づくりのため、障害のある人に対する広報啓発として、町の広報に、障害者制度に関する記事を毎月掲載しています。また、障害者週間には障害者の作業所等で作られた野菜やパンを役場庁舎のロビーで販売してもらい、障害のある方と触れ合う機会をつくっております。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 先ほどおっしゃいました役場のロビーで障害者施設の方の野菜の販売等本当に定期的にされていらっしゃるのを私も何度かお見かけをいたしております。今後も引き続き行っていただきたいと思います。今後も理解を深めるための基盤づくり、広報、啓発活動ほか障害者に寄り添う取組を引き続き行っていただきたいと思います。続きまして、ユニバーサルデザイン2020行動計画の中に障害のある人及びその家族への差別を行わないよう徹底するとあります。周知や取組はどのようにされていますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 障害者差別解消法において、不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供が禁止されていますが、本町では、障害に対する正しい理解や虐待及び差別をなくすため、障害者差別解消法について広報したり、人権センターにおいて人権講演会を開催し、町民に対する障害福祉への理解を促進しています。また、町の職員に対しても連絡調整会議において周知等を行っております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 障害者差別解消法についての広報、また人権講演会を開催をして理解促進をしていらっしゃるということです。この広報と人権講演会の開催頻度というのはどの程度行われているのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 広報につきましては、障害者差別解消法については年1回ですが、毎月障害者に関しての制度等についていろいろ内容変えて周知のほう行っております。人権センターにおける講演会につきましては、毎年障害者のことについては行っておりませんが、昨年度、障害者の方に来ていただいて講演のほう行っております。福祉課のほうでは、ちょっと主催で行っておりませんが、今後、障害者に対しての講演会等実施していくように前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 障害者の講演会等前向きに検討してくださるということです。次に、自分と異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、全ての人が抱える困難や痛みを想像し、共感する力を培うとありますが、本町の取組を伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 本町では、北広島町社会福祉協議会に委託して、障害者の交流、社会参加の場としてポッチャ教室を開催しています。障害者と健常者が一緒に教室で参加して交流を図ることを通じて、障害の理解を深め、障害のある人に適切な配慮ができる人の輪を町民の間に広げていくことを目的にこの事業を実施しています。また、同じく北広島町社会福祉協議会に委託していますが、声の広報お届け事業により、町広報や議会だよりをCDへ録音して貸し出し、情報のバリアフリーに取り組んでいます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

- 11番（敷本弘美） すばらしい取組と思います。このボッチャというのは、重度脳性麻痺とか運動能力に障害がある競技者向けのスポーツと伺っておりますが、聴覚障害者の方の参加というのはあるのでしょうか。
- 議長（湊俊文） 福祉課長。
- 福祉課長（細居治） 昨年度全体で37人の方が参加をされておられますが、社会福祉協議会のところに伺ったところ、聴覚障害者の方は参加されていなかったとお聞きしております。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 11番（敷本弘美） 恐らく参加できないと思います。聴覚障害者の方が参加しようと思ったら、やはり手話通訳者がいらっしゃらなかったら無理だと思いますので、今後その辺のことも考えていただければと思います。次に手話の取得や使用に必要な環境整備について伺いをいたします。さきの通常国会で、2025年6月18日において、手話施策推進法が超党派による議員立法で成立をいたしました。法案は、手話の取得や使用に必要な環境整備の必要性などを定めたほか、国や地方自治体が施策を総合的に策定する責務をして手話通訳者の確保や手話文化の保存といった基本的施策が盛り込まれました。この法律は、長年にわたって、手話は私たちの大切な言語と訴え続けてきたろうあの方をはじめとする当事者の皆様の粘り強い運動で勝ち取った法律です。目的には、手話はこれを使用する者にとって、日常生活、社会生活を営む上で、言語そのほかの重要な疎通のための手段と明記をされています。そこで、以下3点を伺います。今月9月23日は手話言語国際デーです。手話が音声言語と対等であることを認め、手話言語がろうあ者の人権を保障するために不可欠なものであることを社会全体に広め、手話に関する理解と関心を深めるため制定されました。初めに、手話の取得や使用に必要な環境の整備について2点伺います。1つ目は、手話に関する情報提供はどのようにされているか、伺います。
- 議長（湊俊文） 福祉課長。
- 福祉課長（細居治） 本町では、北広島町要約筆記者・手話通訳者派遣事業を行っています。手話通訳者の派遣依頼の申請があれば、広島ろうあ連盟に依頼して連盟に登録されている手話通訳者を派遣しています。この事業により1時間当たり1000円の派遣手当及び交通費をろうあ連盟に支給しています。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 11番（敷本弘美） これまでどのようなときに要約筆記者、また手話通訳者派遣をされたかをお聞かせください。
- 議長（湊俊文） 福祉課長。
- 福祉課長（細居治） 令和6年度は実績はありませんでしたが、令和5年度に1件ありまして、学校での三者懇談の際に手話通訳者を同席して学校のほうに行かれたということがあります。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 11番（敷本弘美） 次に2つ目は、手話の学習機会の提供です。手話教室や手話講座の現状を伺います。
- 議長（湊俊文） 福祉課長。
- 福祉課長（細居治） 以前は公民館の教室として行っていた時期もありましたが、現在は行われておりません。現時点で手話教室開催の要望もないと伺っております。今後、手話の習得や使用に関する施策を推進していくためには、手話の学習機会の提供は必要でありますので、関係

部署と協議しながら検討していきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 今後、手話学習会の提供は必要であり、関係部署と協議、検討していかれるとのことです。手話学習機会の提供は、ぜひ定期的を開催をしていかれるよう求めたいと思います。次に、手話通訳者の確保について2点伺います。初めに手話の技能を有する職員の養成について伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 本町においては、手話の技能を有する職員の養成は行っていませんが、職員が手話の研修を希望すれば受講することは可能です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 本町に手話対応ができる職員というのは何人いらっしゃるでしょうか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 手話対応できる職員の人数については把握しておりません。ただ、以前手話教室に行ったことがあるということはあるんですが、やはり使わなければちょっと忘れてしまうという声をお聞きしております。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 手話の養成は行ってないということと、手話対応ができる職員がいらっしゃるということですので、この手話のできる人がいるということは、聴覚障害のある方への情報保障、また窓口サービスの向上につながり、必要性は高いと思われませんが、先ほどの答弁から、手話を要する職員の養成は行ってない。しかし手話の研修を希望すれば受講は可能という少し消極的であると思いますが、将来的にまず1人確保していこうという強い決意はございませんでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 将来的に手話ができる職員を1人確保できるよう養成していくということですが、その必要頻度にもよりますし、派遣をしてもらえば対応可能ということもありますので、その辺を踏まえて、また検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 同じく手話の技能を有する教員の養成について伺います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 手話施策推進法第7条では、国及び地方公共団体は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、手話を使用することもが在学する学校において、その意向ができる限り尊重されつつ手話による教育を受けることができるよう、手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供、その他の必要な施策を講ずるものとしてされています。本町の教育現場におきましても、この趣旨にのっとり、手話による教育の実施が必要な場合には、手話を使用した指導方法に関する研修の実施、その他必要な施策を講じるなど、必要かつ合理的な配慮が適切に行われるための環境整備を図ってまいります。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 適切に行われるための環境整備を今後行われるということですので、しっかり行っていただきたいと思います。時間がなくなりまして、次にスポーツ・レクリエーション

ンを通しての手話文化の保存・継承にどう取り組んでいかれるかを伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 手話文化の保存・継承のためには、まず手話が言語であることの認知を深め、手話の普及と学習機会の提供など、手話を使える環境の整備を進めることが重要であると考えます。具体的には手話に関する啓発活動、広報等を通じて行うことで、手話に関して関心を持ってもらい、手話教室等の開催により、手話に幼い頃から身近に触れる機会を増やしていくことで世代間の継承になっていくと思いますので、これらについてできることから取り組んでいきたいと考えています。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） しっかり今後もできるところから取り組んでいただきたいと思います。次に電話リレーサービスについてお伺いをしたいと思います。この電話リレーサービス「ヨメテル」について質問いたします。この電話リレーサービスとは、聴覚やまた発話に困難がある方とそうでない方の電話を手話もしくは文字と音声で通訳し、双方向につなぐサービスです。このサービスは2021年7月1日より、24時間365日使え、緊急時にも安心して利用できるというもので、公共インフラとして開始をされました。相手の声が読める電話「ヨメテル」が、2025年1月23日から開始され、自分の声で相手に伝え、相手先の声をオペレーターを通して文字で読むことができるサービスです。この電話リレーサービス「ヨメテル」の利用方法、利用料金、また登録方法を伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） まず、電話リレーサービスですが、聴覚や発話に困難がある人と聞こえる人の電話を通訳オペレーターがリアルタイムにつなぐサービスです。登録方法ですが、スマートフォン、タブレット、またはインターネットにつながっているパソコンから、電話リレーサービスのアプリをダウンロードし登録します。その後、電話リレー用の電話番号がメールで、初期パスワードは郵送で送られてきますので、それをアプリに入力すれば登録ができ、利用することができます。利用方法は、通常の電話と同様に着信がありますので、電話を受けると通訳オペレーターが出られ、手話や文字による発話を音声に通訳し、相手側の聞こえる人に伝え、その反対に音声を手話や文字による発話に通訳して聞こえない人に伝えます。電話をかけるときも同様です。利用料は、個人利用の場合は月額料なしのプランなら、通話料は固定電話で1分間16.5円、携帯電話は44円、緊急通報、フリーダイヤルは無料となっています。月額料ありのプランなら月額料178.2円、通話料は固定電話で1分間5.5円、携帯電話は33円、緊急通報、フリーダイヤルは無料となっています。次に「ヨメテル」とは、通話相手の声をリアルタイムで文字にするサービスです。登録方法ですが、スマートフォン、タブレット、またはインターネットにつながっているパソコンからヨメテルのアプリをダウンロードし、登録します。本人確認ができる書類が手元があれば即時にヨメテル用の電話番号が発行され、通話を始めることができます。利用方法は、通常の電話と同様に着信がありますので、電話を受けると相手側の声が文字に変換表示され、こちらからは音声で通話できます。利用料については、電話リレーサービスと同額です。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 今ご説明をいただきました。この電話リレーサービス、必要性を伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 身近なところで、これが使えれば多分すごく利便性はあると思っております。鳥取県のほうでは既にもう県を挙げて取り組んでおられますが、ちょっと市町単独では財政的な面を考えるとちょっと厳しいものがあると思いますので、広島県においても県単位で取り組んでいただければと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 鳥取県は、これ全国初めてこの電話リレーサービスをされたところがございます。また昨年4月からは、これに合わせ、電話リレーサービスの利用に必要なタブレット端末であったりとか、スマートフォンの購入補助、これも同時にスタートしております。本町においては、まずこの電話リレーサービス「ヨメテル」サービスの周知をしっかりといただき、鳥取県同様の電話リレーサービス制度ができることを願い、期待をしております。最後になりますが、手話言語条例の制定について町長に質問をいたします。2011年8月に改正された障害者基本法の第3条には、全ての障害者は可能な限り言語その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されると定められ、手話は言語に含まれることが明記されました。現在、手話言語条例が制定されている自治体は全国で40都道府県、22区、389市、143町、12村と全日本ろうあ連盟の調査結果に示されておりました。広島県の状況は、2017年、福山市の心をつなぐ手話言語条例が成立し、廿日市市、東広島市、熊野町、呉市、三原市、尾道市と続いております。心のバリアフリーを取り除き、条例の制定により、ろう者と聴者が交流する機会が広がり、手話は言語として認める環境整備が幾重にも広がり、誰もが安心して暮らせる共生社会となるよう、北広島町手話言語条例の制定を求めますが、町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 手話は、手話を使用される方にとっては日常生活及び社会生活を営む上で重要な意思疎通のための手段であります。障害者基本法において言語と位置づけられ、同法に基づく障害者基本計画において、手話による情報提供の充実、意思疎通の充実といった方向性が示され、各種の施策が講じられてきました。今年の11月に、聞こえない、聞こえにくい人の国際スポーツ大会であるデフリンピック、東京2025デフリンピックが我が国で初めて開催されるのを前に手話に関する国民の関心が高まってきています。その中で令和7年6月25日に手話に関する推進に関する法律が施行されました。広島県におきましては、手話言語条例及び情報コミュニケーション条例を今年の11月までに施行することを目指されています。北広島町におきましても、県や他市町の条例を参考にさせてもらいながら、町内におられる当事者や関係団体等の声を丁寧に聞き、本町の実情を反映した条例の制定を検討し、進めていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） ただいま町長より本町の実情を反映した条例の制定を検討していきたい旨の所見を伺いました。時期についてはございませんでしたが、当事者や関係団体等の声を丁寧に聞き、条例制定を検討されると言われました。当事者のご家族の声も聞いていただき、手話に対する理解がさらに広がり、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現が大きく前進する手話言語条例となることを願ひまして、質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで敷本議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度に

とどめ、明日12日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 29分 延 会

~~~~~ ○ ~~~~~